

令和4年度
整備主任者研修 法令研修
【沖縄版】

令和4年度 整備主任者・検査員 法令研修（沖縄）

目 次

整備関係

1. 沖縄管内における自動車保有車両台数推移	1
2. 街頭検査実施状況	1
3. 継続OSS利用状況	2
4. 自動車整備事業の現況	4
5. 継続検査の指定整備率	4
6. 自動車特定整備事業の認証状況について	4
7. 指定自動車整備事業の監査結果及び処分等事例（沖縄県内）	5

参考資料

1. 特定整備について	9
2. 検査機器等による保安基準の判定基準について	10
2. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表	17
3. 整備部門からのご協力のお願い	18
4. 自動車整備士の仕事（パンフレット）	28
5. 継続検査に係る広告等料金表示の適正化等について（景品表示法ガイドブック）	30

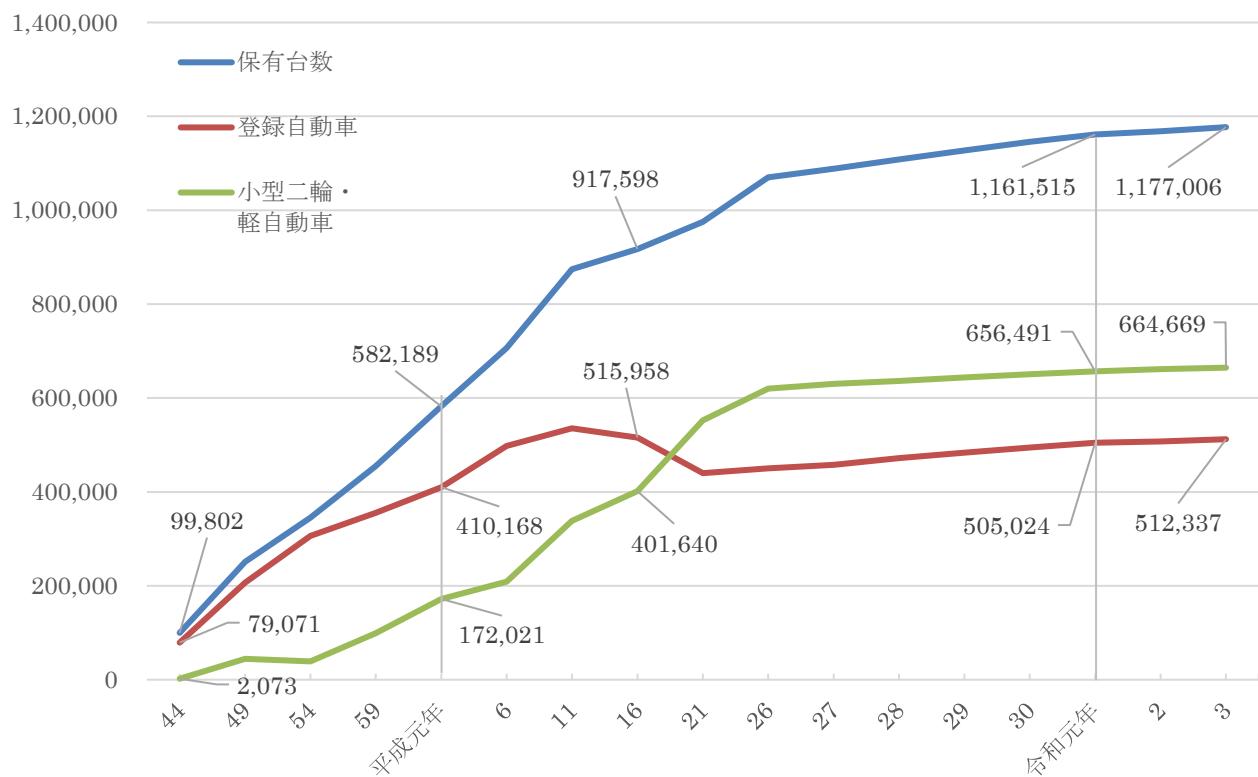
審査事務規程関係

1. 審査事務規程（交通研部分）の一部改正について	37
2. 審査事務規程の一部改正について（第39次改正）	38
3. 審査事務規程の一部改正について（第40次改正）	39
4. 審査事務規程（交通研部分）の一部改正について	40
5. 審査事務規程の一部改正について（第42次改正）	42
6. 審査事務規程の一部改正について（第43次改正）	43
7. 警告灯が点灯又は点滅している自動車について	73
8. 使用過程車に係る事前提出書面審査の一部拡大について	74
9. 運転者の視野遮へい物の装着禁止について	75
10. OBD検査の導入に向けた事前準備について	76

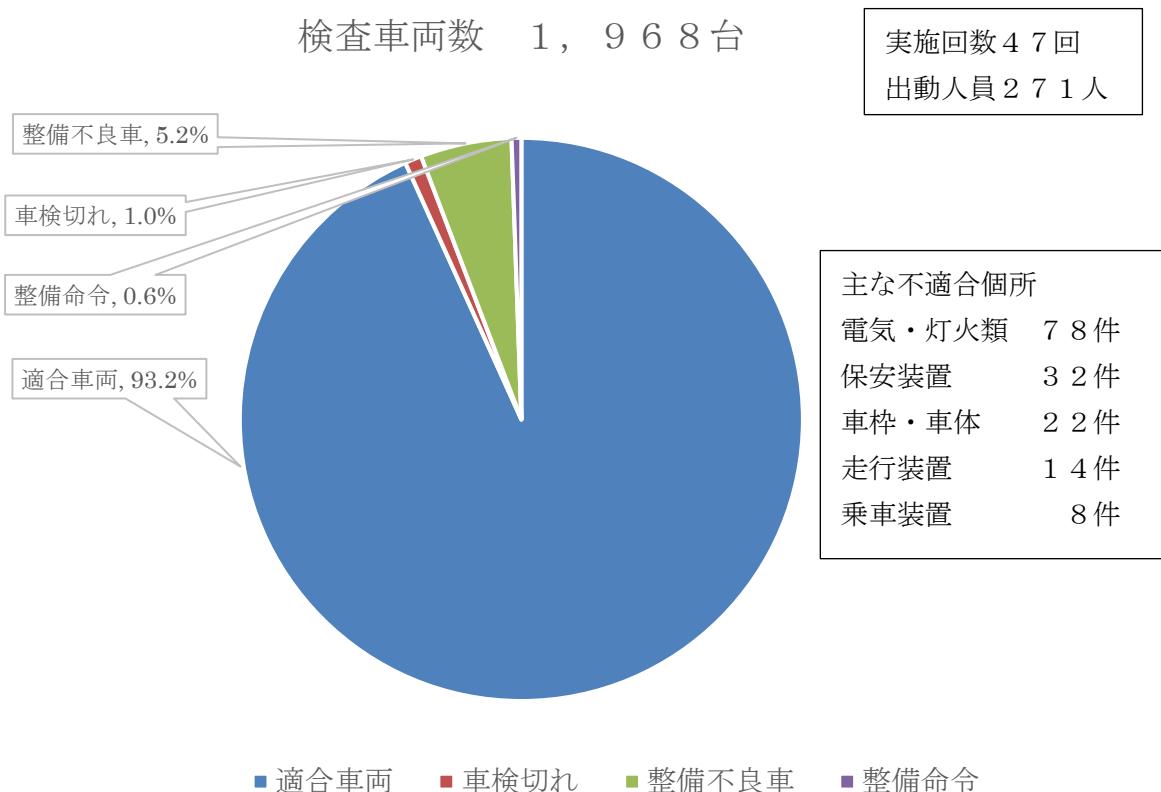
軽自動車関係

1. 新型コロナウイルス感染症対策のご協力について	86
2. ドライブオンリフトによる下回り検査のハンドル操作の手順について	88
3. 車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態について	90
4. すれ違い用前照灯のご協力について	91
5. 申請手続に関するお知らせ	92
6. 指定継続申請の際のお願いについて	99
7. 軽自動車OSS（継続検査（指定整備））について	102
8. 申請書類提出順序のお願いについて	105
9. 事故防止のご協力のお願い	106
10. 構内駐車場レイアウト変更について	110

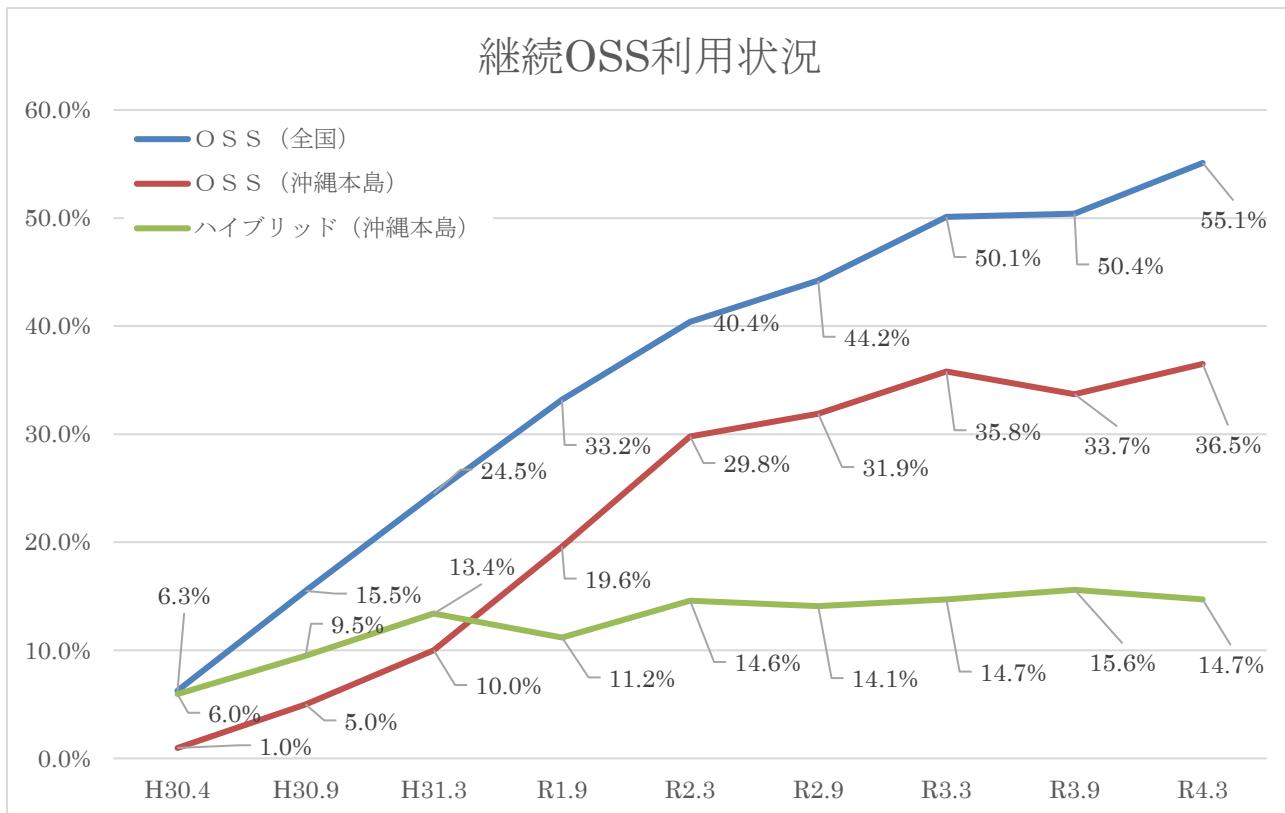
●沖縄管内における自動車保有車両台数推移



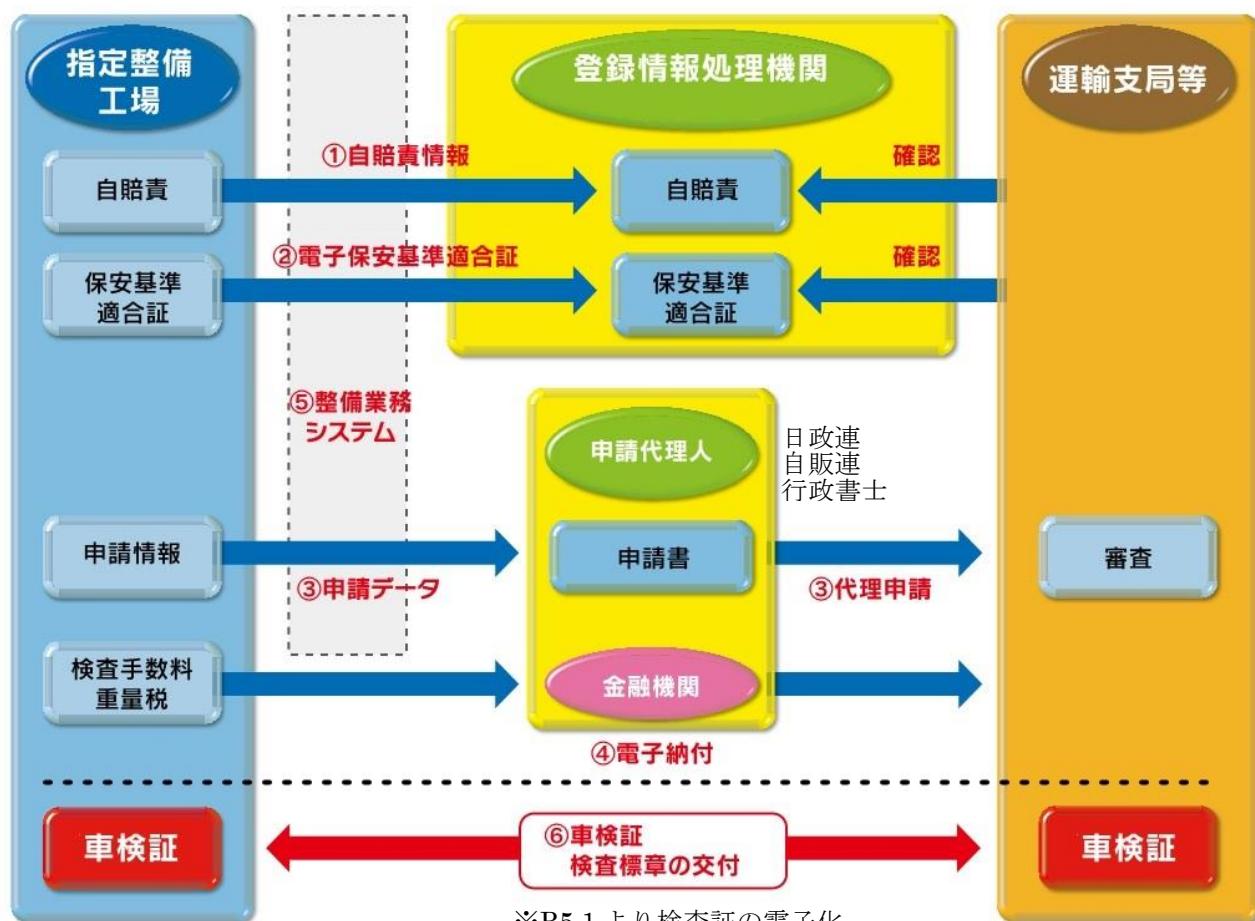
●街頭検査実施状況（沖縄県内）



●継続 OSS 利用状況



継続検査OSSの概要



電子車検証・記録等事務委託制度について

- 令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者(指定整備事業者、行政書士等)に委託する制度(記録等事務委託制度)を導入。
- これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

1. 自動車検査証のICカード化

現行



2. ICタグの記録等事務の委託



電子化後



ICタグの記録等を実施可能とするための国からの委託する制度の創設

＜券面非表示事項（ICタグのみ）＞

現行の車検証情報は ICタグに全て記録
汎用のカードリーダーで読取可能（読み取り機能付きスマートフォンにも対応）

●自動車検査証の有効期間 ●所有者の氏名・住所 ●使用者の住所 ●使用の本拠の位置

備考欄情報（非表示項目）

- 被牽引自動車にあっては牽引自動車の車名・型式
- 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車にあっては、その内容
- 保安基準を緩和した自動車にあってはその内容
- 特区法の規定による特殊仕様自動車の内容
- 牽引自動車にあっては被牽引自動車の車名・型式
- キャンピングトレーラーを牽引する自動車にあっては、その総重量

●自動車整備事業の現況（令和4年3月末現在）

※詳細は沖縄総合事務局ホームページ 業務概況をご参照ください。

認証・指定工場数の推移及び監査件数等

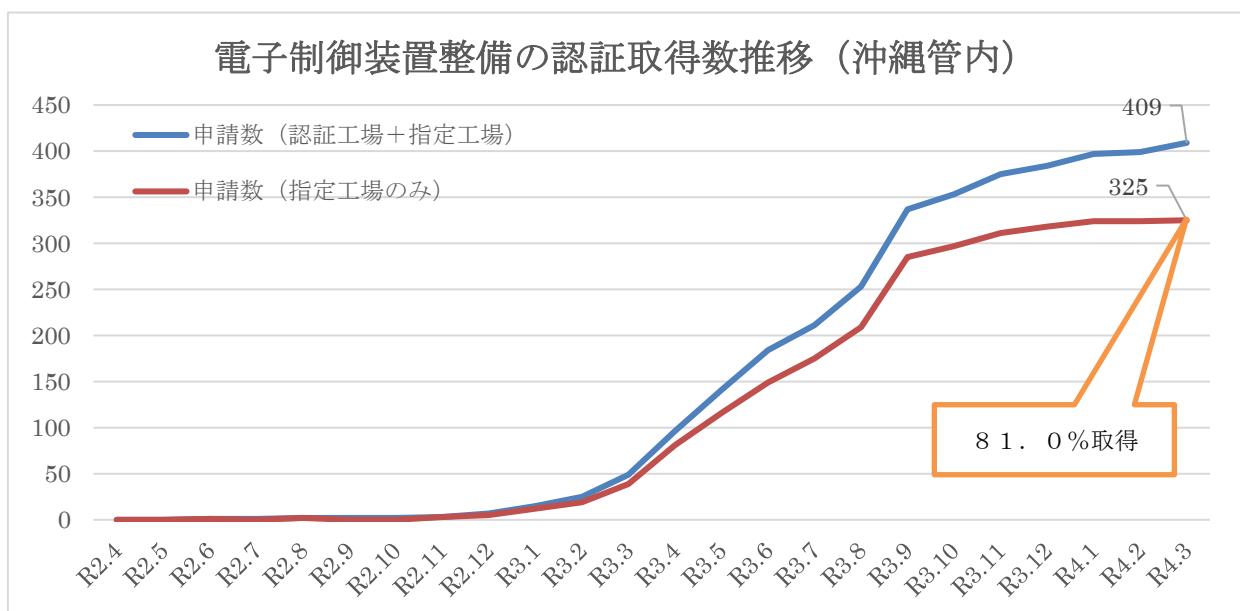
区分		年度	H 2 9	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3
認証工場	工 場 数		1,142	1,148	1,162	1,170	1,182
	新 規 ／ 廃 止		35/14	17/11	22/8	23/15	31/19
	整 備 主 任 者		2,445	2,510	2,564	2,488	2,547
	監査（処分）件数		25(1)	10(1)	3(1)	3(1)	12(0)
指定工場	工 場 数		382	387	392	397	401
	新 規 ／ 廃 止		12/10	7/2	21/16	19/14	16(12)
	指定整備率（本島）		71.5%	71.8%	71.9%	72.5%	72.3%
	指定整備率（宮古）		44.4%	42.1%	43.3%	52.9%	51.6%
	指定整備率（八重山）		51.9%	53.1%	53.0%	55.0%	55.0%
	指定整備率（合計）		69.4%	69.5%	69.7%	70.8%	70.5%
	検 査 員 数		994	1,037	1,029	1,047	1,079
	監査（処分）件数		409(8)	389(13)	362(15)	224(6)	86(10)

注：処分件数は、文書警告以上（文書警告・改善命令・停止・取消）

指定整備率は登録車+軽自動車の合計

●自動車特定整備事業の認証状況について

電子制御装置整備の認証取得件数については、令和2年4月の施行から令和3年10月までに全国約25,800件程度の認証となっております。



●指定自動車整備工場の監査結果及び処分等事例（沖縄県内）

監査実施結果（3月末現在）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
監査実施工場数	393	219	80
監査件数	362	224	86
指定自動車整備事業の指定の取消	0	1	0
保安基準適合証等の交付の停止	5	2	4
自動車検査員の解任命令	1	2	0
事業場の文書警告	5	3	4
自動車検査員の文書警告	15	7	8
口頭による警告	6	3	1
合 計	32	18	17

参考(道路運送車両法抜粋)

第94条の3 道路運送車両法94条の2第1項の指定を受けた者(以下「指定自動車整備事業者」という。)は、同項の設備(自動車の検査の設備を含む。次項において同じ。)、技術及び管理組織を同条第1項に規定する基準に適合するように維持しなければならない。

第94条の5 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章(～中略～)を依頼者に交付しなければならない。以下、略

2～3 略

4 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

5～12 略

第94条の6第1項 指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあっては自動車登録番号、第60条第1項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号
- (2) 点検及び整備並びに検査の概要
- (3)～(6) 略

第94条の10 第94条の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明の方式、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の様式その他保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する実施細目、指定整備記録簿の様式並びに業務の適正な運営の確保のために指定自動車整備事業者及び自動車検査員の遵守すべき事項は、国土交通省令で定める。

指定自動車整備事業規則

第7条

2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第35条の3第1項各号(第3号から第5号まで、第16号、第20号から第21号の2まで及び第28号を除く。)に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第94条の5第一項の証明(一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。)をしてはならない。

過去の処分等事例

	具体的違反概要	違反条項	処分内容
1	<p>立入り監査を実施した際、書面等を確認したところ、1台のオパシ測定車である車両について、CO／HCテスターで検査を実施したことが確認され、当該自動車に対して適合証の交付が確認された。</p> <p>＜違反の概要＞</p> <p>【指定整備事業関係】</p> <p>(1) 検査の一部を実施せず適合証を交付した</p> <p>(2) 指定整備記録簿の一部記載誤り</p> <p>【自動車検査員関係】</p> <p>(1) 検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した(検査の一部未実施を含む。)</p>	<p>道路運送車両法第94条の5第1項違反</p> <p>道路運送車両法第94条の6第1項違反</p> <p>道路運送車両法第94条の5第4項違反</p>	<p>口頭注意 ※過去5年以内の処分歴が無く、自主申告及び事業改善計画書により事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした</p> <p>文書警告 ※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(2)の取扱いにより文書警告とする。</p>
2	<p>立入り監査を実施した際、書面等を確認したところ、1台の走行用前照灯検査対象車両について、すれ違い用前照灯にて検査を実施し、本来必要な検査を行わずに適合証に証明し、交付したことが確認された。</p> <p>＜違反の概要＞</p> <p>【指定整備事業関係】</p> <p>(1) 検査の一部を実施せず適合証を交付した</p> <p>【自動車検査員関係】</p> <p>(1) 検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した(検査の一部未実施を含む。)</p>	<p>道路運送車両法第94条の5第1項違反</p> <p>道路運送車両法第94条の5第4項違反</p>	<p>口頭注意 ※過去5年以内の処分歴が無く、自主申告及び事業改善計画書により事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした</p> <p>文書警告 ※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(2)の取扱いにより文書警告とする。</p>
3	<p>立入り監査を実施した際、書面等を確認したところ、1台の車両について、CO／HCの測定値が規制値を超えており、当該車両に対して適合証に証明し、交付したことが確認された。</p> <p>＜違反の概要＞</p> <p>【指定整備事業関係】</p> <p>(1) 保安基準不適合状態で適合証を交付した</p> <p>【自動車検査員関係】</p> <p>(1) 検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した</p>	<p>道路運送車両法第94条の5第1項違反</p> <p>道路運送車両法第94条の5第4項違反</p>	<p>交付停止 20日間</p> <p>文書警告 ※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(2)の取扱いにより文書警告とする。</p>

	立入り監査を実施した際、車両置場を確認したところ、1台の車両について、同一性(寸法)が異なる車両に対して適合証に証明し、交付したことが確認された。		
4	＜違反の概要＞ 【指定整備事業関係】 (1) 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した	道路運送車両法第94条の5第1項違反	文書警告 ※過去5年以内の処分歴が無く、事業改善計画書により事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした。
	【自動車検査員関係】 (1) 検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	道路運送車両法第94条の10違反	文書警告 ※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(2)の取扱いにより文書警告とする。
	立入り監査を実施した際、書面等を確認したところ、2台の走行用前照灯検査対象車両について、すれ違い用前照灯にて検査を実施し、本来必要な検査を行わずに適合証に証明し、交付したことが確認された。		
5	＜違反の概要＞ 【指定整備事業関係】 (1) 検査の一部を実施せず適合証を交付した (2) 指定整備記録簿の一部記載漏れ	道路運送車両法第94条の5第1項違反 道路運送車両法第94条の6第1項違反	口頭注意 ※過去5年以内の処分歴が無く、事業改善計画書により事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした。
	【自動車検査員関係】 (1) 検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した(検査の一部未実施を含む。)	道路運送車両法第94条の5第4項	文書警告 ※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(2)の取扱いにより文書警告とする。
	立入り監査を実施した際、書面等を確認したところ、1台の車両について車台番号を確認せずに検査を実施し、本来必要な検査を行わずに適合証に証明し、交付したことが確認された。		
6	＜違反の概要＞ 【指定整備事業関係】 (1) 検査の一部を実施せず適合証を交付した	道路運送車両法第94条の5第1項違反	文書警告
	【自動車検査員関係】 (1) 検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した	道路運送車両法第94条の5第4項違反	文書警告 ※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(2)により文書警告とする。

	<p>立入り監査を実施した際、書面等を確認したところ、2台の車両に対してペーパー車検を実施、90台のハイブリッド車のモーター型式を確認せずに検査を実施し、本来必要な検査を行わずに適合証に証明し、交付したことが確認された。</p>		
7	<p>＜違反の概要＞</p> <p>【指定整備事業関係】</p> <p>(1) 点検整備及び検査を全てせずに適合書を交付した(いわゆるペーパー車検)</p> <p>(2) 検査の一部を実施せず適合証を交付した</p> <p>【自動車検査員関係】</p> <p>(1) 検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した。(検査の一部未実施を含む。)</p>	<p>道路運送車両法第94条の5第1項違反</p> <p>道路運送車両法第94条の5第1項違反</p> <p>道路運送車両法第94条の5第4項違反</p>	<p>指定取消</p> <p>※当該事業者は、過去に違反があつたため合計点数は2倍となる。また、過去に違反点数を減じているため、減じた点数50点を加算する。</p> <p>解任命令</p>
8	<p>事業者から自主申告があり立入り監査を実施した際、書面等を確認したところ、1台の車両の方向指示器が不点灯状態であり、保安基準不適合状態で適合証に証明し、交付していたことを確認された。</p>		
8	<p>＜違反の概要＞</p> <p>【指定整備事業関係】</p> <p>(1) 保安基準不適合状態で適合証を交付した</p> <p>(2) 法令の規定を順守する体制でない</p> <p>【自動車検査員関係】</p> <p>(1) 検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した</p>	<p>道路運送車両法第94条の5第1項違反</p> <p>道路運送車両法第94条の3第1項違反</p> <p>道路運送車両法第94条の5第4項違反</p>	<p>交付停止 20日間</p> <p>自動車検査員辞任届出</p>
9	<p>立入り監査を実施した際、書面等を確認したところ、1台の車両について、同一性(定員)が異なる車両に対して適合証に証明し、交付したことが確認された。</p>		
9	<p>＜違反の概要＞</p> <p>【指定整備事業関係】</p> <p>(1) 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した</p> <p>【自動車検査員関係】</p> <p>(2) 検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した</p>	<p>道路運送車両法第94条の5第1項違反</p> <p>道路運送車両法第94条の10違反</p>	<p>文書警告</p> <p>※過去5年以内の処分歴が無く、事業改善計画書により事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした。</p> <p>文書警告</p> <p>※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(2)の取扱いにより文書警告とする。</p>

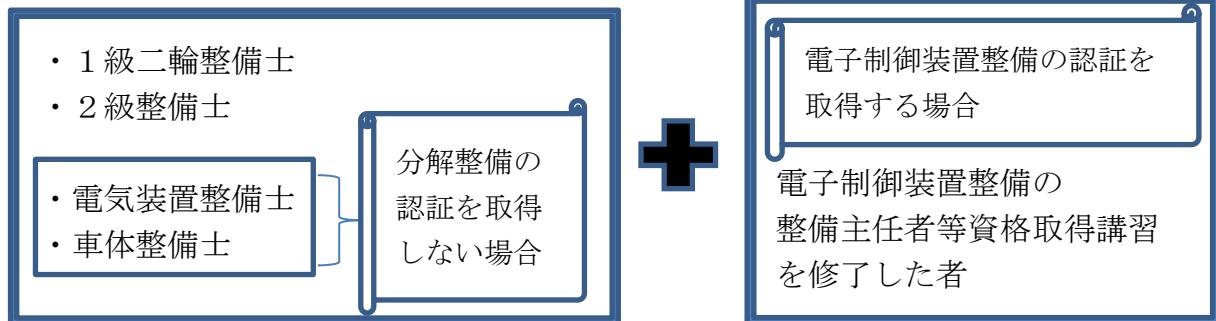
特定整備について

○工員の基準

工員数 2名以上

○整備主任者の資格要件

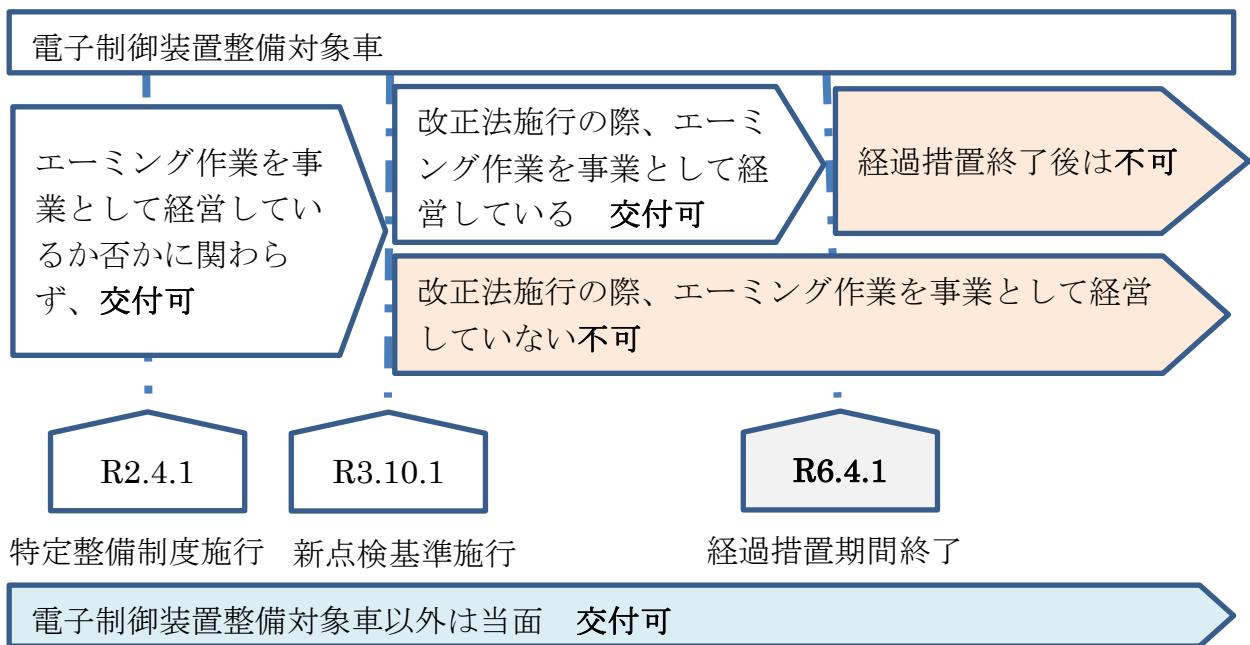
- ・ 1級整備士（二輪除く）



○整備士保有割合

工員の1/4以上が、整備士の資格要件を満たす必要があります

電子制御装置整備に該当する装置を備え付けている自動車についての保安基準適合証の交付可否



検査機器等による保安基準の判定基準について

※詳細については保安基準又は審査事務規程で確認をお願いします。

○サイドスリップ (保安基準 第11条 審査事務規程 7-13・8-13・9-2)

項目	判定基準
4輪以上の自動車のかじ取り車輪の横滑り量	走行1mにつき横すべり量が±5mm以下 ※輸入車の一部は例外的取扱いがあります。

○ブレーキ (保安基準 第12条、13条 審査事務規程 7-15~20・8-15~20・9-3)

項目		判定基準
主制動装置	一般車両	制動力の総和(注1・3)
		後車輪の制動力の和
	トレーラ	制動力の和(注2・3)
	車両総重量 車両重量 ≤ 1.25 (最高速度 80km/h 未満)	制動力の総和(注1)
		左右の制動力の差
	駐車ブレーキ	制動力の総和
	分離ブレーキ	制動力の総和

検査時車両状態=空車状態+55kg(運転者1名:前軸重に加える)

(注1)前輪のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で適合とみなす。

(注2)当該車両のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で当該軸重の4.90N/kg(50%)以上とみなす。

(注3)降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラが濡れている場合には3.92N/kg(40%)以上で制動力の総和が適合するものとする。

○スピードメータ (保安基準 第46条 審査事務規程 7-102・8-102・9-13)

項目		判定基準
指示の誤差	測定車の速度計が40km/hを指示した時のテスタの指示値	平成18年12月31日までの製作車
		一般車両 31.0~44.4km/h (誤差値+9.0~-4.4km/h)
		二輪車・三輪車 29.1~44.4km/h 側車付二輪車 (誤差値+10.9~-4.4km/h)
	平成19年1月1日以降の製作車	一般車両 31.0~42.5km/h (誤差値+9.0~-2.5km/h)
		二輪車・三輪車 29.1~42.5km/h 側車付二輪車 (誤差値+10.9~-2.5km/h)

前照灯の検査に係る製作年月日の判定について

- ① 走行用前照灯
→平成10年8月31日以前に製作された自動車
- ② すれ違い用前照灯
→平成10年9月1日以降に製作された自動車
(二輪自動車等除く)

軽自動車の判定について

軽自動車の製作年月日は、型式のガス記号により判定する。

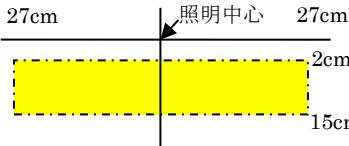
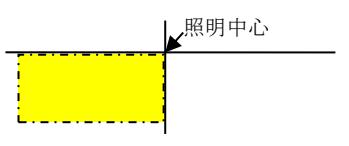
- ① 走行用前照灯
車両型式のガス記号が
「V-○○○」、「D-○○○」等
一桁で始まる自動車
- ② すれ違い用前照灯
車両型式のガス記号が
「GD-○○○」、「EBD-○○○」等
二桁以上で始まる自動車

○走行用前照灯（ハイビーム）「平成10年8月31日以前に製作された自動車」、「二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車」

項目			判定基準(前方10mの位置)
光度	4灯式前照灯以外のもの	すれ違い前照灯が同時点灯しない構造	1灯につき15,000cd以上
		すれ違い前照灯が同時点灯する構造	1灯につき12,000cd以上
		但し12,000cdに満たない場合は同時点灯するすれ違い用前照灯との光度の和	合計が15,000cd以上
4灯式前照灯	主走行ビーム	1灯につき12,000cd以上	
	但し12,000cdに満たない場合は他の走行用前照灯との光度の和	合計が15,000cd以上	
光軸左右の振れ	一般車両	左側	左27cm～右27cm以内
		右側	左27cm～右27cm以内
	二輪自動車 側車付二輪車	2灯式の場合もそれぞれ	左27cm～右27cm以内
光軸上下	一般車両		上方は10cm以下 下方は前照灯取付高さの1/5以内

最高光度の合計は430,000cdを超えないこと。

○すれ違い用前照灯（ロービーム）「平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。）」

項目			判定基準
光度	カットオフを有する	すれ違い前照灯中心高さ1m以下	左23cm下11cmの測定点で1灯につき6,400cd以上
		すれ違い前照灯中心高さ1m超える	左23cm下16cmの測定点で1灯につき6,400cd以上
	カットオフを有さない		最高光度点における光度が6,400cd以上
光軸の範囲	カットオフを有する	すれ違い前照灯中心高さ1m以下	 <p>前方10mにおいて 左図の点線内にエルボ一点があれば適合</p>
		すれ違い前照灯中心高さ1m超える	 <p>前方10mにおいて 左図の点線内にエルボ一点があれば適合</p>
	カットオフを有さない		 <p>左図の点線内に最高光度点があれば適合</p>

○近接排気騒音規制値適用時期一覧 (保安基準 第30条 審査事務規程 7-53・8-53・9-5)

			新型	継続	輸入	H10年規制前			
普通・小型・ 軽自動車 (定員10以 下の乗用 車、二輪車・ 側車付二輪 車を除く。)	総重量 3.5t 超 200HP (150kW※)超	乗用	10.10.1	11.9.1	12.4.1	107 dB			
			H10年規制 99 dB						
	総重量 3.5t 超 200HP 以下 (150kW※)以下	乗用以外	13.10.1	15.9.1	15.9.1				
			H13年規制 99 dB						
	総重量 3.5t 超 200HP 以下 (150kW※)以下	全輪駆動車	13.10.1	14.9.1	14.9.1				
			H13年規制 98 dB						
		全輪駆動 車以外	12.10.1	13.9.1	13.9.1				
			H12年規制 98 dB						
			13.10.1	14.9.1	14.9.1				
	総重量1.7t超3.5t以下			12.10.1	14.9.1	105 dB			
	総重量1.7以下			H12年規制 97 dB					
	総重量1.7以下			11.10.1	12.9.1				
	総重量1.7以下			H11年規制 97 dB					
	軽自動車	運転者席の前方に エンジン	11.10.1	12.9.1	13.4.1				
			H11年規制 97 dB						
		運転者席の前方に エンジン以外	12.10.1	13.9.1	13.9.1				
			H12年規制 97 dB						
定員10以下 の乗用車 で、普通・小 型・軽自動 車(二輪車・ 側車付二輪 車を除く。)	後部エンジン	定員7人以上	11.10.1	13.9.1	14.4.1	103 dB			
			H11年規制 100 dB						
		定員6人以下	10.10.1	11.9.1	12.4.1				
			H10年規制 100 dB						
	後部エンジン 以外	定員7人以上	11.10.1	13.9.1	14.4.1				
			H11年規制 96 dB						
		定員6人以下	10.10.1	11.9.1	12.4.1				
			H10年規制 96 dB						
小型二輪車			13.10.1	15.9.1	15.9.1	99 dB			
小型二輪車			H13年規制 94 dB						
軽二輪車			10.10.1	11.9.1	12.4.1				
軽二輪車			H10年規制 94 dB						
大型特殊・小型特殊			110 dB						

(注) (150kW※)はH10年規制以降のもの

※1 H22.4.1 以降に製作された自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)については、加速走行騒音基準も適用されます。

※2 年式の古い車両(H1.5.31(輸入車 H4.3.31)以前に製作された自動車)によっては定常走行騒音によるものもあるので保安基準や事務規定に照らし合わせて確認すること。

※3 「平成26年騒音規制車」又は「平成28年騒音規制車」は事務規程9-5を参照すること。

○警音器検査 (保安基準 第43条 審査事務規程 7-93・8-93・9-12)

項目		判定基準
平成15年12月31日以前に製作された車	車両中心線上の自動車前端から2m、高さ1mの位置で2回測定した平均値(補正回路C特性)	90~115dB
平成16年1月1日以降に製作された車	車両中心線上の自動車前端から7m、高さ0.5~1.5mの最大の音の位置で2回測定した平均値(補正回路A特性)	87~112dB

※平成15年12月31日以前の製作車は2つの基準のどちらを用いてもよい。

○アイドリング検査 (保安基準 第31条 審査事務規程 7-55・8-55・9-6)

項目	判定基準		
	CO	HC	
①普通車、小型車	平成10年規制以降 ガス記号2桁以上 (GA・GB除く)	②、③以外	1. 0%以下 300ppm以下
	平成10年規制前 ガス記号1桁、なし	②、③以外	4. 5%以下 1200ppm以下
		特殊エンジン	3300ppm以下
②軽自動車	平成10年規制以降 ガス記号2桁以上	4サイクル	2. 0%以下 500ppm以下
	平成10年規制前 ガス記号1桁、なし		4. 5%以下 1200ppm以下
③ 2サイクルの自動車			4. 5%以下 7800ppm以下
④大型特殊 (19~560kw未満)	新型 H19.10.1~(継続 H20.9.1~) かつガス記号3桁		1. 0%以下 500ppm以下
⑤二輪自動車 (含側車付)	令和2年規制 ガス記号8AL、8BL、8LL		0. 5%以下 1000ppm以下
	平成19年規制 ガス記号2AL、2BL		3. 0%以下 1000ppm以下
	平成11年規制 ガス記号2桁	4サイクル	4. 5%以下 2000ppm以下
		2サイクル	7800ppm以下

(注) ・ガス記号とは自動車検査証の車両の型式の「-」ハイフン前の1桁~3桁の英文字をいう。

・並行輸入等、ガス記号がないものは製作年月日で判定してください。

また、平成10年規制(H10.10.1~H11.8.31(輸入車はH12.3.31まで))のもので型式記号が2桁で、製作年月日で判断し平成10年規制以前の判定基準で判定するものがあります。ただし平成10年規制で判定することができます。

・特殊エンジンとは特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。

○ディーゼル黒煙検査（保安基準 第31条 審査事務規程 7-55・8-55・9-7・別添11・12）

	H9年規制以降		H5・6年規制以降		H5年規制以前	
	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準
黒煙汚染度	KA～KD 除く2桁の型式 A B C D N P で始まる 3桁型式の内、オパシ測定車(注3)以外	25%以下 0.80m ⁻¹ 以下 0.64m ⁻¹ 以下	KA KB KC KD	40%以下 1.62m ⁻¹ 以下 1.29m ⁻¹ 以下	無 K N P Q S U W X Y	50%以下 2.76m ⁻¹ 以下 2.20m ⁻¹ 以下
スクリーニング値						
閾値(注2)						

オパシ測定車(注3)	ポスト新長期規制車		H17年規制	
	ガス記号(注1)	判定基準	ガス記号(注1)	判定基準
規制値	L F M R Q S T 2 3 4 5 6 7 から始まる3 桁型式	0.50m ⁻¹ 以下 0.40m ⁻¹ 以下	A B C D N P で始まる 3桁型式の内、オパシ測定車(注3)	0.80m ⁻¹ 以下 0.64m ⁻¹ 以下
閾値(注2)				

注1 ガス記号とは自動車検査証の車両の型式欄の「-」ハイフン前の1桁～3桁の英文字をいう。

注2 閾値(しきいち)とは、黒煙測定器による検査では3回測定した平均値で合否判定しますが、オパシメータでは1回目又は2回目の測定値が、閾値以下であれば、その時点で基準に適合しているとみなし、検査を終了することができます。

注3 オパシ測定車とは

- ① 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載があるもの。
- ② 型式指定番号が「16000番以降」のもの。(特殊自動車除く)
- ③ 自動車検査証の型式欄のガス記号がないもので以下のもの。
 - 乗用車(定員10人以下)及びその他の車両(車両総重量1.7tを超える2.5t以下及び車両総重量3.5tを超える12t以下を除く)は、平成22年9月1日以降生産車。
 - 乗用車(定員10人以下)を除く車両のうち、車両総重量1.7tを超える2.5t以下及び車両総重量3.5tを超える12t以下の車両は、平成23年9月1日以降生産車。

○大型特殊自動車のディーゼル黒煙検査

(保安基準 第31条 審査事務規程7-55・8-55・9-7・別添11・12)

	H18年規制		H19年規制		H20年規制		H23~25年規制	
	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準
黒煙汚染度	JDS	25%以下	EDR	25%以下	KDP	30%以下	UDS WDP・WDR XDM・XDN	25%以下
スクリーニング ⁺ 値		0.80m ⁻¹ 以下		0.80m ⁻¹ 以下		1.01m ⁻¹ 以下		0.80m ⁻¹ 以下
閾値(注2)		0.64m ⁻¹ 以下		0.64m ⁻¹ 以下		0.80m ⁻¹ 以下		0.64m ⁻¹ 以下
黒煙汚染度			EDM	40%以下	KDN	35%以下		
スクリーニング ⁺ 値				1.62m ⁻¹ 以下		1.27m ⁻¹ 以下		
閾値(注2)				1.29m ⁻¹ 以下		1.01m ⁻¹ 以下		

オパシ測定車	H26年規制	
	ガス記号(注1)	判定基準
規制値	YDM・YDN・YDP	0.50m ⁻¹ 以下
	YDR・YDS	0.40m ⁻¹ 以下

注1 ガス記号とは自動車検査証の車両の型式欄の「-」ハイフン前の1桁～3桁の英文字をいう。

注2 閾値(しきいち)とは、黒煙測定器による検査では3回測定した平均値で合否判定しますが、オパシメータでは1回目又は2回目の測定値が、閾値以下であれば、その時点で基準に適合しているとみなし、検査を終了することができます。

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

点検区分等		定期点検の間隔						検査証の有効期間		備 考 (主な車種など)
		(3別 か表 月3 月) か表 月4)	(6別 か表 月5 月) か表 月6)	(6別 か表 月5 月) か表 月6)	(別表 5の 2) か表 月6)	(別表 1年 年) か表 月6)	(別表 1年 年) か表 月7)	初回	2回目以降	
対象車種		○	○	○	○	○	○	○	○	○
運送事業用	旅 客	○	○	○	○	○	○	1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
	貨物	○	○注3	○	○	○	○	1年	←	(貨物運送事業者のトラック(3輪車を含む))
	GVW8t未満	○	○注3	○	○	○	○	2年	1年	
	軽	○	○	○	○	●	○	2年	←	
	2 輪	○	○	○	○	○	●	3年	2年	
	靈 梱	通常タイプ	○	○	○	○	○	2年	←	靈柩車
レンタカー	貨物	定員11名以上	○	○	○	○	○	1年	←	靈柩車(バス形状)
	GVW8t以上	○	○注3	○	○	○	○	1年	←	トラック(3輪車を含む)
	GVW8t未満	○	○注3	○	○	○	○	2年	1年	
	軽	○	○	○	○	○	○	2年	←	
	定員11名以上	○	○	○	○	○	○	1年	←	マイクロバス
	幼児専用車	○	○	○	○	○	○	1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型	○	○	○	○	○	2年	1年	マイカー型
	普通	軽	○	○	○	○	○	2年	←	
	3 輪	○	○	○	○	○	○	2年	1年	
	2 輪	小型	○	○	○	○	○	2年	1年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
自家用自動車	特種	検査対象外自動車	○	○	○	○	○	なし	←	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	貨物	普通・小型	○	○	○	○	○	2年	1年	キャンピング車
	GVW8t以上	○	○注3	○	○	○	○	1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
	GVW8t未満	○	○注3	○	○	○	○	2年	1年	
	軽	○	○	○	○	○	○	2年	←	
	GVW8t以上	○	○	○	○	○	○	2年	1年	ホイール・クレーン
	GVW8t未満	○	○	○	○	○	○	2年	1年	フォーク・リフト
	貨物	GVW8t以上	○	○注3	○	○	○	1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
	GVW8t未満	○	○注3	○	○	○	○	2年	1年	
	検査対象外自動車	○	○	○	○	○	○	なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	GVW8t以上	○	○注3	○	○	○	1年	←	トラック(3輪車を含む)
	GVW8t未満	○	○	○	○	○	○	2年	1年	
	軽	○	○	○	○	●	○	2年	←	
	定員11名以上	○	○	○	○	○	○	1年	←	マイクロバス
	幼児専用車	○	○	○	○	○	○	1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型	○	○	○	●	○	3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
	普通	軽	○	○	○	●	○	3年	2年	
	3 輪	○	○	○	○	○	○	2年	←	
	2 輪	小型	○	○	○	○	●	3年	2年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
	特種	検査対象外自動車	○	○	○	○	●	なし	←	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
※	普通・小型	○8t超	○8t未満	○	○	○	○	2年	←	キャンピング車
	貨物	GVW8t以上	○	○注3	○	○	○	1年	←	タンク車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、散水車、塵芥車、活魚運搬車、ポート・トレーラ
	GVW8t未満	○	○注3	○	○	○	○	2年	1年	
	軽	○	○	○	○	●	○	2年	←	
	GVW8t以上	○	○	○	○	○	○	2年	←	ホイール・クレーン
	GVW8t未満	○	○	○	○	○	○	2年	←	フォーク・リフト
※	貨物	GVW8t以上	○	○注3	○	○	○	1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
	GVW8t未満	○	○注3	○	○	○	○	2年	1年	
	検査対象外自動車	○	○	○	○	○	○	なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間で●印は2年、○印は1年を示す。

2. GVWは車両総重量を示す。

3. 別表4は被けん引自動車(トレーラ)に限る。

※積載量が指定されている車両の有効期間は、GVW8t未満の車両のみ、初回が2年となる。

整備部門からのご協力のお願い

●一時抹消登録された中古自動車の保安基準適合証の交付範囲について

		保安基準適合証を交付できるもの	自動車の提示をしなくてもよいもの	備考
構造等に関する事項(道路運送車両法施行規則第43条の2)に変更がないもの	・乗用車 ・小型貨物(注) ・軽自動車 ・二輪自動車	○	○	
	・上記以外	○	×	

(注) 貨物の運送に供する小型自動車のうち、**最大積載量が1トン以下**であり、かつ、当該小型自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「**バン**」又は「**三輪バン**」と記載されているもの。

●保安基準適合証の記載について

・最終検査申請日について

保安基準適合証 限定保安基準適合証	
番号	令和4年2月2日交付
指定自動車整備事業者の氏名又は名称	印
事業場の名称及び所在地	
次の自動車 限: 次の自動車の整備係る部分が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。	
検査の年月日	令和4年2月1日
自動車検査員の氏名	浦添次郎
自動車登録番号 又は車両番号	
車台番号	
使用者住所	
乗車定員	
用途	車両総重量
保険期間	令和2年1月1日から令和6年2月1日まで

注1 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
注2 限定保安基準適合証は、有効自動車検査証とともに提出すること。

POINT
月ごとカレンダーがあると便利!

30	31	①	②	③	④	⑤
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

指定整備記録簿確認
(100km未満は切捨て)
輸入車等でmile表示の場合はmileに○を記入する。
継続検査申請書(OCR)のmile欄に□の記入を忘れないこと。

※メータについては 走行距離について を参照してください。

最終の検査申請日について

保安基準適合証の有効期間内(検査の日から15日間)に自賠責保険期間が満了する場合は、保険期間が不足とならないように、当該保険の最終満了日と同じ月日を記載すること(年についても、検査年月日から起算した年を記載する)

例: 自家用自動車(有効期間2年)

保安基準適合証完成検査日: 令和4年2月1日→令和4年2月15日まで有効(15日間)
自賠責保険期間最終満了日: 令和6年2月11日→最終の検査申請日 令和4年2月11日

※走行距離について(記入例)

有効期間切り捨てる場合: 「有効期間切り捨て了承済み」

走行距離が車検証よりも少ない場合

・メータ交換している: 「メータ交換あり」

記録簿にも記載し、OCRの走行距離欄の横に□(マイルの場合は□)の記入をお願いします。

・メータ交換がなく前回の走行距離修正不要の場合: 「前回走行距離修正不要 了承済み」

・前回走行距離修正が必要な場合は、整備部門へ要相談。

●協力依頼

重量税の金額確認方法について

重量税の貼り間違いが多くなっております。あらかじめ下記のサイトを活用し、金額確認をお願いします。印紙はバラバラに貼らず、消印しやすいように（金額計算しやすいよう）貼付けのご協力をお願いします。一件数秒でも積み重なれば交付時間に大きく影響します。



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー セキュリティ お問い合わせ先

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■お知らせ

【重要】

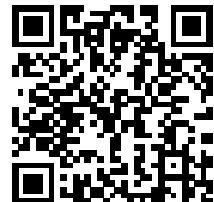
■次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
(ご利用可能時間 9:00~21:00)

照会画面へ

Copyright (C) 2018, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

ご利用可能
時間がある
ので注意。



https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/

※PC、スマートフォンのWebから「次回自動車重量税額照会サービス」で検索すると当該照会サービスサイトが出てきます。



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー セキュリティ お問い合わせ先

> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号 (必須)

※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。

車台番号が英数字のみの場合 (半角英大文字、半角数字、半角ハイフンまたは半角ピリオド)

車台番号に漢字が含まれる場合 (漢字) [] (半角数字)

2. 検査予定日 (運輸支局等で継続検査等の手続きを行う予定日) (任意)

yyyy/mm/dd

照会

Copyright (C) 2018, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

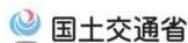
更新予定日
を入れてく
ださい。

●継続検査申請書（OCR）、保安基準適合証、重量税納付書について

- ・記入欄への記載（使用者名・住所等・走行距離）間違いが多いので注意を！
- ・OSSにおいても住所・氏名の不一致が多いので自動車検査証の記載のとおりお願ひします。違うと却下されます。

※旧漢字について入力不可の場合：新漢字で入力し、備考欄にその理由を記載（例：旧漢字入力不可のため）

1. はじめに



自動車の検査・登録申請手続きには、OCRシートを使用しています。

※平成28年12月末まで使用していた専用（赤枠）OCRシートを「赤枠」、

平成29年1月より運用開始している汎用（黒枠）OCRシートを「黒枠」と表現します。

＜目的＞

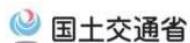
黒枠OCRシートは、OCRシートの紙質・印刷・記入方法によっては、誤読となる可能性が高いという性質を持っています。

誤読の要因となる（紙質・印刷・記入方法等）について、赤枠OCRシートと黒枠OCRシートの違いをご理解いただくことにより、適切に印刷・記入された黒枠OCRにより正確に読み取ることが可能となり、申請窓口での手続きがスムーズになることを目的としております。

項目	分類	記入方法 ※詳細は3-1、3-2参照	OCRスキャナ 読み取り搬送時の歪み ※詳細は4-1、4-2参照	用紙品質 ※詳細は5-1、5-2参照
1	赤枠OCRシート	赤枠に文字を重ねて記入しても正常に読取可能	搬送時の歪み影響を受けにくい	白色度が高い 上質紙（紙が厚い）
2	黒枠OCRシート	黒枠に文字を重ねて記入すると誤読となる	搬送時の歪み影響あり 受けやすい	白色度が低い 汎用紙（紙が薄い）

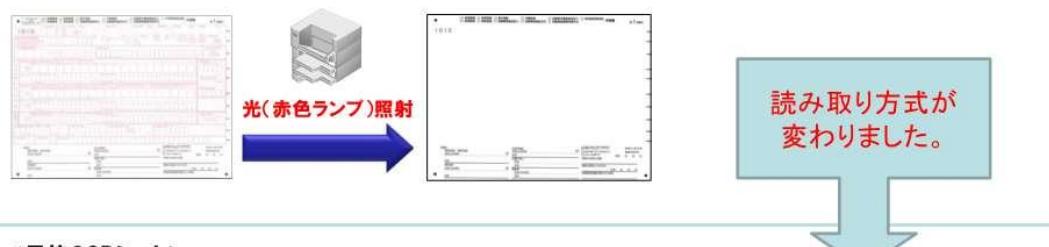
次ページより、具体的なイメージ図を基に、注意点等をご説明させていただきます。

2. 赤枠・黒枠OCRの読み取りの仕組みの違い



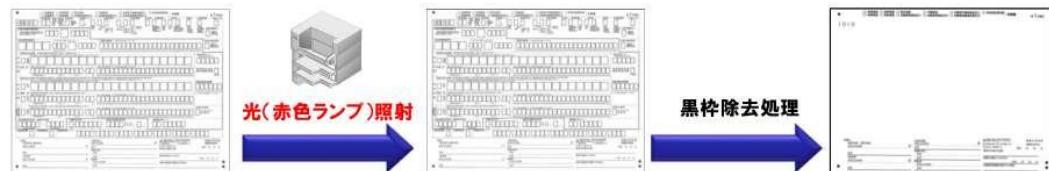
<赤枠OCRシート>

赤枠OCRシートは、OCRスキャン時に光(赤色ランプ)を照射することで赤枠を取り除き、残った文字等を読み取ります。

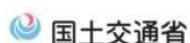


<黒枠OCRシート>

黒枠OCRシートは、OCRスキャン時の光(赤色ランプ)照射では黒枠は残ったままとなります。が、OCRソフトウェアの機能により「黒枠除去処理」を実施し黒枠を取り除いた上で、残った文字を読み取ります。



3-1. OCRシート記入方法によるOCR読取への影響



黒枠OCRシートは、黒枠の枠外に文字が記載された場合には、誤読となる可能性が高くなります。

OCRシートのイメージ	読み取時のイメージ	黒枠除去後のイメージ	認識結果
■専用OCRシート 4 5 6	4 5 6 → 4 5 6	→	456
■黒枠OCRシート 4 5 6	文字枠はドロップアウトカーラーのため、読み取時は記入文字のみになる	(ドロップアウトカーラーのため不变)	切り出した認識エリアのイメージで認識処理を行なう

OCRシートのイメージ	読み取時のイメージ	黒枠除去後のイメージ	認識結果
■専用OCRシート 4 5 6	4 5 6 → 4 5 6	→	456
■黒枠OCRシート 4 5 6	文字枠はドロップアウトカーラーのため、読み取時は記入文字のみになる	(ドロップアウトカーラーのため不变)	切り出した認識エリアのイメージで認識処理を行なう

OCRシートのイメージ	読み取時のイメージ	黒枠除去後のイメージ	認識結果
■専用OCRシート 4 5 6	4 5 6 → 4 5 6	→	456
■黒枠OCRシート 4 5 6	文字枠は黒枠のため、読み取時は文字枠も残る	帳票定義ファイルの位置情報に残る黒枠を除去	黒枠除去の失敗や記入文字の欠けが発生し、認識処理で認識やリジェクトになる

3-2. 黒枠OCRシート記入時の注意点



<正読:○>に従い、黒枠に重ならないように、枠内に文字を明瞭に記入してください。

<正読:○>

あ	い	う	え	お	か	き	く
な	に	め	ね	の	は	ひ	ふ
る	れ	ろ	わ	を	ん		
A	B	C	D	E	F	G	H
U	V	W	X	Y	Z		

<誤読:×>

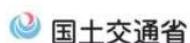
あ	い	う	え	お	か	き	く
な	に	め	ぬ	の	は	ひ	ふ
る	れ	ろ	わ	を	ん		
A	B	C	X	E	F	G	H
U	V	W	X	Y	Z		



誤読の原因となります。

項目番号	事象	記入イメージ
1	黒枠と文字が重なっている	
2	黒枠から文字がはみ出している	

4-1. 搬送時の歪みによるOCR読取への影響



黒枠OCRシートは、OCRスキャナの読み取り搬送による歪みが出た場合に(黒枠が除去されず)誤読となる可能性が高くなります。

搬送歪みなし

OCRシートのイメージ	読み取りのイメージ	黒枠除去後のイメージ	認識結果
■専用OCRシート			456
	文字枠はドロップアウトカラーのため、読み取時は記入文字のみになる	(ドロップアウトカラーのため不変)	切り出した認識エリアのイメージで認識処理を行う



搬送歪みあり

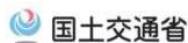
OCRシートのイメージ	読み取りのイメージ	黒枠除去後のイメージ	認識結果
■専用OCRシート			456
	文字枠はドロップアウトカラーのため、読み取時は記入文字のみになる	(ドロップアウトカラーのため不変)	切り出した認識エリアのイメージで認識処理を行う



無記入の項目において
搬送時の歪みが発生した際の
誤読イメージはこちら ↓

000????0????0????0??0???

5-1. 用紙品質によるOCR読取への影響

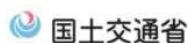


黒枠OCRシートは、汎用紙化により、申請者側で用意した紙が使用可能となります。

そのため、下記の紙質等の条件を満たしていない用紙を使用した場合には、
誤読発生の可能性が高くなります。

項目番	項目	内容
1	用紙の種類	「コピー用紙」、「普通紙」、「PPC用紙」等の表示で、市販されているものを使用してください。
2	用紙の大きさ	A4版(日本工業規格A列4番)であることが必要です。
3	白色度	紙の白さを示す度合として、80%以上であることが必要です。 ＜正読:○＞  ＜誤読:×＞  

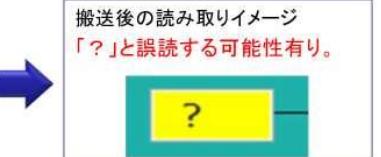
5-2. 用紙品質によるOCR読取への影響



黒枠OCRシートは、赤枠OCRシートよりも、さまざまな状態の汎用紙の使用が想定されます。

その結果、用紙品質(用紙しわ、異物混入等)の影響を受け、誤読の発生の可能性が高くなります。

※特に再生紙の場合は、その特性上、異物混入(黒点等)の可能性が高い傾向にあります。

項目番	項目	内容
1	用紙の状態	用紙しわ、濡れ、変色、異物混入、裁断した際のめくれがないことが必要です。 例 用紙しわ  特に、雨の日は、申請書の「濡れ」にご注意ください。 例 異物混入(黒点)  

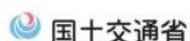
6. 黒枠OCRシート使用時の留意事項



その他、黒枠OCRシートを使用する上での留意事項を以下にまとめます。

項目番号	黒枠OCRシート使用時の留意事項
1	<p>黒枠OCRシートをコピーしたものは、印刷のズレやかすれが発生する恐れがあり、読み取りに支障がでるため、申請に使用できません。 必ず、プリンタから直接印刷したものを使用してください。</p> <p>また、運輸支局等窓口等で配布する黒枠OCRシートをコピーしたものも、同様に申請に使用できませんのでご注意ください。</p>
2	<p>OCRの読み取りに影響※が出るため、裏面への印字やペン等による記入は一切しないでください。</p> <p>※黒枠OCRシート裏面の印字が写りこみ、誤読が発生する可能性があります。</p>

7-1. HPからダウンロードして印刷した申請書に関する留意事項



自動車の検査登録の申請手続きに使用するOCR申請書の様式は、窓口において配布しているほか、国土交通省ホームページに掲載している様式を印刷して申請に使用することができます。

しかしながら、用紙を印刷するプリンタは多くのプリンタメーカーから販売され、印刷方法(レーザー方式、インクジェット方式等)も様々です。また、用紙についても、同様に多くの用紙が販売され流通しています。



このため、プリンタや用紙が原因でOCRシートの誤読となる可能性が高くなる場合がありますので、印刷等をする際の留意点について、ご理解をお願いいたします。

項目番号	誤読要因	内容
1	プリンタの印刷方式による誤読	インクジェットプリンタにより印刷したOCRシートは、使用できません。インクジェットプリンタの特性上、線に見えている部分も点の集合体であるため、黒枠除去ができず、誤読する可能性が高くなります。
2	用紙品質による誤読	用紙の基準（用紙サイズ、白色度等）を満たしていない用紙は、黒枠除去ができず、誤読する可能性が高くなります。
3	印刷設定による誤読	印刷時の設定により拡大や縮小がされて印刷された場合、OCR読み取りができません。 印刷時の設定画面において、必ず、「実際のサイズ」を選択して印刷してください。



プリントの機種によっては、印刷品質(欠け、こすれ、にじみ等)の影響により、誤読する可能性が高くなります。以下に例をまとめます。

項目番	事象	参考画像	対応方法
1	・基準マークが欠けている ・基準マークがこすれてい る		印刷した結果、このようなOCRシートが印刷された場合は、窓口で使用できませんので、OCRシートを再度印刷してご使用ください。
2	・帳票IDがこすれてい る ・帳票IDがにじんでい る		
3	・黒枠がこすれてい る ・黒枠がにじんでい る		
4	・黒枠内に印字カスがある		

8.まとめ

黒枠OCRシートは、OCRシートの紙質・印刷・記入方法によっては、誤読となる可能性が高くなります。

OCRスキャナで読み取り後、誤読となつた際は、申請者へ書き直しのお願いをすることが
あります。

そのため、申請者の皆様におかれましては、OCRシートを使用する上での留意事項にご理
解をいただき、スムーズな窓口業務運営のために、OCRシートの誤読防止にご協力よろし
くお願いします。

●継続検査等において検査場で提示する書類

クリップは「左上」にお願いします。

※継続検査受検の際には、書類の紛失防止と効率化のため以下の①及び②のみ提示をお願いします。

● 継続検査後、更新窓口で提出及び提示する書類

自動車のリコール・不具合情報

国土交通省 0120-744-960
自動車局 審査・リコール課

現在位置：トップ > 自動車の不具合情報ホットライン

メニュー

トップページ

自動車のリコール制度について

リコール情報検索

リコール届出情報一覧

自動車不具合情報ホットライン

不具合情報検索

事故・火災情報検索

よくあるお問い合わせ

公表資料

自動車を安全に使うためには

利用規約等

バナーダウンロード

リンク

チャイルドシート
コーナー自動車アセスメント
チャイルドシートアセスメント

自動車の不具合情報ホットライン



クルマの不具合情報を寄せ下さい

自動車不具合情報

ホットライン

皆様の声は、メーカーがきちんとリコールしたり、メーカーのリコール罷しを防ぐために活用します。

フリーダイヤル **0120-744-960** (年中無休・24時間)
(オペレーター受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

【ご注意】商品性や金銭に関する問い合わせは受付対象外です。詳しくはよくあるお問い合わせをご覧下さい。

↓ウェブ入力はこちらから↓

車両の不具合
(4輪・2輪 共通)タイヤ・チャイルドシート
その他後付装置等の単体購入品の不具合

こちらは、自動車不具合情報ホットラインのページです。国土交通省では、リコールの迅速かつ確実な実施のため、皆様からの不具合情報を収集しています。

自動車やタイヤ、チャイルドシートに異常を感じられたら、自動車不具合情報ホットラインにご連絡頂きますようお願いします。

※車両情報を正確に把握するため、不具合情報を提供して頂く際には、お手元に車検証などの車両情報が分かるものをご用意の上でご連絡ください。

【このページの内容】

1. [ホットラインの連絡先](#)
2. [リコールには不具合情報が重要です](#)
3. [入力フォーム・検索システム等について](#)



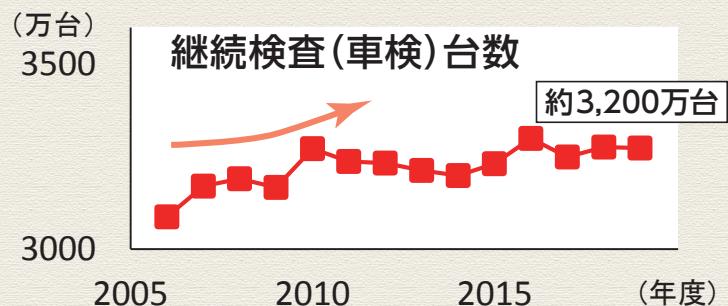
※PC、スマートフォンのWebから「自動車の不具合情報ホットライン」で検索すると当該照会サービスサイトが出てきます。

自動車整備士の仕事

01 自動車整備士は安定した仕事です！



一般財団法人自動車検査登録情報協会の統計データによると、2020年1月末の時点で全国の自動車保有台数は8,200万台



国土交通省、軽自動車検査協会の統計データによると、継続検査（車検）台数は景気に影響されにくい。

自動車は点検整備や車検を定期的に行う必要があります。このため、自動車が走っている限り自動車整備士の仕事はなくなりません。

02 作業内容や働く環境が変化しています。

昔の自動車整備士のイメージは…

汗だく、排ガス
臭い環境での作業



力作業

油まみれ



整備の電子化による
デジタルな業務



誰もが働きやすい
環境の整備

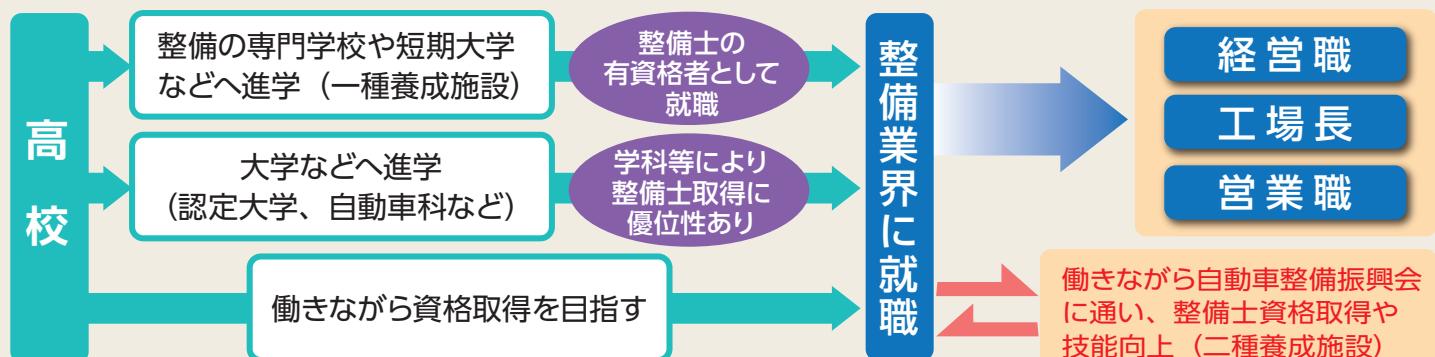
補助機器による
省力化

自動車整備の現場である整備工場は、時代や車の進化に合わせて働く環境の整備が進んでいます。

03 自動車整備士は国家資格です。

自動車整備士になるためには、一定の実務経験後や自動車整備士の養成学校・施設修了後に、国が行う自動車整備士技能検定の学科及び実技試験に合格する必要があります。また、**自動車の特定整備を行う認証工場や指定工場（民間車検場）**には、**自動車整備士の有資格者が必要です。**

自動車整備士を目指すには？



専門学校や短期大学などの養成学校に、一定の期間（例えば、二級自動車整備士の場合は2年）通学し、必要な知識と技術を習得する方法と、整備工場に就職後に働きながら一定の期間（例えば、二級自動車整備士の場合は4年）の実務を経験しながら、自ら勉強したり、養成施設に通いながら必要な知識と技術を習得する方法の2通りがあります。

《自動車整備士養成学校・施設》
の情報はこちらからご覧ください。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000004.html



《各種奨学金》
の情報はこちらからご覧ください。
<https://jidoushaseibishi.jp/seido.php>



自動車整備士の種類

働きながら目指す場合は、
ここからチャレンジ！！

三級自動車整備士 特殊整備士

三級自動車整備士は、各装置の基本的な整備ができる知識と技能を持っています。
特殊整備士は、車体、電気装置、タイヤの各分野において、専門的な知識と技能を持っています。

専門学校や短期大学など養成学校に通学し
目指す場合は、ここからチャレンジ！！

二級自動車整備士

自動車の一般的な整備ができる
知識と技能を持っています。

自動車検査員、
整備主任者を
目指す場合は必要

更なる高みへチャレンジ！！

一級自動車整備士

自動車整備士の最高位
「クルマの専門医」

新技術に対応した故障診断・整備
ができ、不具合原因を推定できる
知識・技能を持っています。

参考 各種イベント

全国でオープンキャンパス、職場体験、インターンシップ、体験イベントなど開催中！！
皆様のご参加、お待ちしております。

<https://jidoushaseibishi.jp/event.html>



自動車整備人材確保・育成推進協議会

<https://jidoushaseibishi.jp/>

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会／全国自動車大学校・整備専門学校協会／
全国自動車短期大学協会／一般社団法人日本自動車販売協会連合会／一般社団法人全国軽自動車協会連合会／一般社団法人日本自動車工業会／
一般社団法人日本自動車連盟／日本自動車車体整備協同組合連合会／全国自動車電装品整備商工組合連合会／
全国タイヤ商工協同組合連合会／全国オートバイ協同組合連合会／一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会／日本自動車輸入組合／
一般社団法人自動車用品小売業協会／公益財団法人日本自動車教育振興財団／一般社団法人日本自動車会議所



優良誤認を招く不当表示の例

品質、規格、その他の内容について著しく優良であると示す表示を禁止しています。

品質、規格、その他の内容とは、このようなものです。

- 品質：原材料、純度、添加物、効能、鮮度、栄養価など
- 規格：国や地方公共団体が定めた規格、等級、基準など
- その他の内容：原産地、有効期限、製造方法など

合理的な根拠がない効果・効能等の表示は、優良誤認を招く不当表示とみなされます。

消費者庁は優良誤認表示に当たるかどうかを判断する材料として、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めること

ができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

※提出された資料が表示の裏付けとなる合理的なものといえない場合も、「優良誤認を招く不当表示」とみなされます。

CASE
1



実際のものよりも著しく優良であると示すケース

商品・サービスの品質や規格、その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

食肉のブランド表示の偽装

国産有名ブランド牛の肉であるかのように表示していたが、実際には国産有名ブランド牛ではない国産牛肉だった。



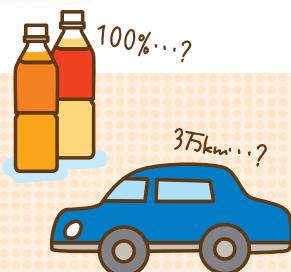
アクセサリーの原材料の虚偽表示

天然ダイヤを使用したネックレスであるかのように表示していたが、実際には使われているのはすべて人造ダイヤだった。



他にもこんな
ケースが
あります

- 「100%果汁」と表示したジュースの果汁成分が、実際には 60%。
- 「走行距離 3 万 km」と表示した中古車が、実際には 10 万 km 走行車。



CASE 2



競争業者のものよりも著しく優良であると示すケース

実際はそうではないのに、商品・サービスの品質や規格などが競争業者のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

パソコンの性能表示

「この新技術は日本で当社だけ！」と表示していたが、実際には他社も同じ技術を採用したパソコンを販売していた。



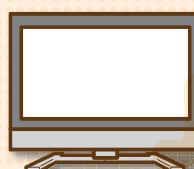
予備校の合格実績広告

「大学合格実績 No.1」と表示していたが、他校と異なる方法で数値化したもので、適正な比較ではなかった。



他にもこんな
ケースが
あります

- 健康食品に「栄養成分が他社の2倍」と表示していたが、実際には他社の健康食品と同じ量しか入っていなかった。
- テレビに「他社よりも解像度が3倍で画質が優れている」と表示していたが、実際には根拠がなかった。



●こういったものも不当表示に…

ダイエット商品の効果

利用者の体験談やアンケートを用いて、食事制限することなくやせられるかのように表示していたが、その内容はねつ造されたもので、しかも効能の実証データも根拠のないものだった。



害虫駆除器の効果

超音波や電磁波によって、ゴキブリやネズミを駆除すると表示していたが、実際にはそのような駆除効果、効能は認められず、表示の根拠もなかった。

特に効果は
ないけどね…



他にも、こんな表示が優良誤認を招く
不当表示になります。

- 機械打ちの麺に「手打ち」と表示
- 未認定の文房具に「エコマーク」等を表示
- 実際の地図は山地、農地なのに「宅地分譲」と表示
- 添加物を使用した食品に「無添加」と表示
- 実際には見られない景観写真等を旅行パンフレットに表示



有利誤認を招く不当表示の例

価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示を禁止しています。

取引条件とは、
このようなものです。

●取引条件：数量、アフターサービス、
保証期間、支払い条件など

CASE
1



実際のものよりも著しく有利であると誤認されるケース

商品・サービスの価格その他の取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

外貨定期預金の受取利息

「外貨預金 今なら〇〇%」と表示していたが、外貨預金の受取金利が手数料抜きのものだったため、実質的な受取額は表示の1/3以下になってしまった。



運送業者の割引運賃

荷物の運送料金について「今なら半額！」と表示していたが、実際には常にその運賃であった。



他にもこんな
ケースが
あります

- セット売りの食器を「お徳用」と表示していたが、実際にはバラ売りと価格は同じだった。
- テレビの販売促進キャンペーンで景品について「当選本数〇〇本！」と表示していたが、実際には当選本数は〇〇本よりも少なかった。

不当な二重価格表示を 禁止しています。

- 架空のメーカー希望小売価格表示
- 根拠のない通常販売価格表示
(その価格で売った実績がない)
- 架空の市価などを比較対照価格に用いて
自社の販売価格を安く見せかける表示
……などは、不当表示となります。

不当な二重価格表示の例

家電量販店の場合…

家電量販店の店頭価格について、競合店の平均価格から値引きすると表示しながら、その平均価格を実際よりも高い価格に設定し、そこから値引きしていた。



メガネ店の場合…

フレーム+レンズ一式で「メーカー希望小売価格の半額」と表示していたが、実際には、メーカー希望小売価格は設定されていなかった。



CASE 2



競争業者のもよりも著しく有利であると誤認されるケース

実際はそうではないのに、商品・サービスの価格や取引条件などが競争業者のもよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

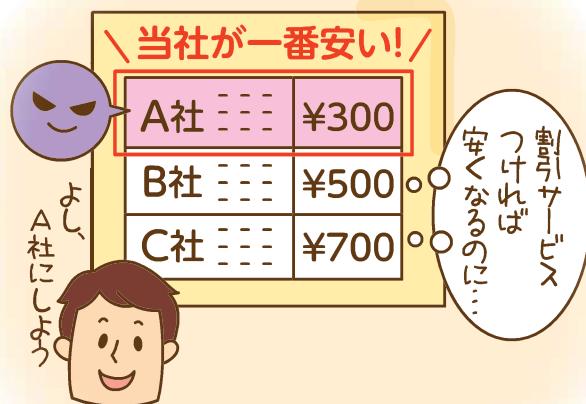
酒類量販店の販売価格

新聞の折り込みチラシで、地域一番の安さと表示していたが、実際には周辺の酒店の価格調査をしておらず、根拠のないものだった。



携帯電話通信業者の料金

店頭チラシの料金比較で、自社が最も安いように表示していたが、実際には自社に不利となる他社の割引サービスを除外した比較だった。



他にもこんな
ケースが
あります

- 「他社商品の2倍の内容量」と表示していたが、実際には他社と同程度の内容量しかなかった。
- 「月々〇〇円払い商品を買えるのは当社だけ」と表示していたが、実際には他社でも同様の条件で販売されているものだった。

他にも、こんな表示が有利誤認を招く
不当表示になります。

- 一部の商品だけ5割引なのに「全品5割引」と表示
- 内容量を多く見せるための過大包装



その他

誤認される おそれのある表示

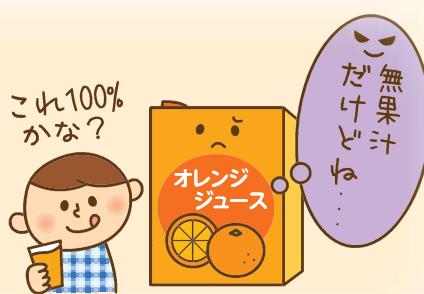
その他、まぎらわしい、または正しい判別を困難にさせる表示を特に指定し、禁止しています。

例えば
このような
ものです。



その他の不当表示の例

無果汁の清涼飲料水等についての不当な表示



無果汁・無果肉又は果汁 5%未満の清涼飲料水、乳飲料類、アイスクリームなどについて、「無果汁・無果肉」であること又は果汁・果肉の割合(%)を明瞭に記載しない場合、以下の表示は不当表示となります。

- 果実名を用いた商品名の表示
- 果実の絵、写真、図案の表示
- 果汁・果肉と似た色、香り、味(=表示)

商品の原産国に関する不当な表示



商品に原産国が明示されていないなど、原産国を判別することが困難な場合、以下の表示は不当表示となります。

- 原産国以外の国名、地名、国旗等の表示
- 原産国以外の国の事業者、デザイナー名、商標などの表示
- 国内産の商品について文字表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- 外国産の商品について文字表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

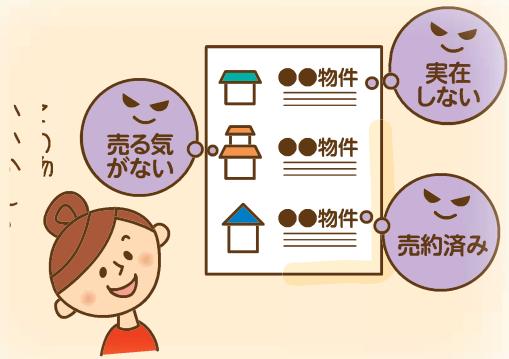
消費者信用の融資費用に関する不当な表示



消費者信用の融資費用について、実質年率が明瞭に記載されていない場合、以下の表示は不当表示となります。

- アドオン方式による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 日歩、月利等年建で以外による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 融資費用の額の表示
- 返済事例による融資費用の表示
- 融資費用の一部についての年建でによる率の表示

不動産のおとり広告に関する不当な表示



不動産の取引において、消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- 実在しないため、取引できない不動産についての表示
(例…実在しない住所・地番を掲載した物件)
- 実在するが、取引の対象となり得ない不動産についての表示
(例…売約済みの物件)
- 実在するが、取引する意思がない不動産についての表示
(例…希望者に他の物件を勧めるなど当該物件の取引に応じない場合)

おとり広告に関する不当な表示



一般消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- 取引を行うための準備がなされていない場合のその商品・サービスについての表示
- 商品・サービスの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- 商品・サービスの供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- 実際には取引する意思がない商品・サービスについての表示

有料老人ホームに関する不当な表示



有料老人ホームの施設・設備、サービスについての以下の表示は、不当表示となります。

- 入居後の居室の住み替えに関する条件等が明瞭に記載されていない表示
- 介護サービスを提供するのが有料老人ホームではないにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていない表示
- 夜間における最小の介護職員や看護師の数など、介護職員等の数が明瞭に記載されていない表示など

窓口

事業者がこれから行う広告表示や景品提供企画についての事業者からのご相談

●消費者庁表示対策課 指導係

〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー
TEL.03-3507-8800(代)

景品表示法違反に関する情報提供

●消費者庁表示対策課(情報管理担当)

〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー
オンライン又は郵送にて受け付けております。
詳しくは景品表示法ホームページをご覧下さい。
(<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>)
以下の公正取引委員会事務総局地方事務所等においても
事業者からのご相談や景品表示法違反に関する情報提供を受け付けております。

●公正取引委員会事務総局 地方事務所等

- 北海道事務所取引課
〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
TEL.011-231-6300
- 東北事務所取引課
〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL.022-225-7096
- 中部事務所取引課
〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052-961-9423
- 近畿中国四国事務所取引課
〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL.06-6941-2175
- 中国支所取引課
〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL.082-228-1501
- 四国支所取引課
〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎
TEL.087-834-1441
- 九州事務所取引課
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL.092-431-6031
- 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098-866-0049

都道府県の景品表示法主管課でも事業者からのご相談や景品表示法違反に関する情報提供を受け付けています。

※ご相談いただく前に、まずはパンフレットや消費者庁の景品表示法ホームページ
(<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>) の内容をよくご覧ください。

ご相談の内容によっては、回答までに相当期間を要することがあります。

実施直前にご相談いただいても回答できない場合がありますので、時間的余裕をもってご相談ください。
また、ご提供いただいた景品表示法違反に関する情報については、関係行政機関で活用させていただきますが、
調査の有無を含めて個別にご回答はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）等について一部改正を行います。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則に対応したTRIASの新規追加（3項目）

TRIAS 15-R153-01 後面衝突時における燃料漏れ防止試験（協定規則第153号）

TRIAS 17-R153-01 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の後面衝突時における燃料漏れ防止試験（協定規則第153号）

TRIAS 17(2)-R153-01 電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の後面衝突時における高電圧からの乗員保護試験（協定規則第153号）

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（1項目）

TRIAS 22-R017(1)-03 座席及び座席取付装置試験（協定規則第17号（乗用等））

TRIAS 31-J049GTR019- 燃料蒸発ガス試験

01

2. 関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年6月9日国土交通省令第40号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和3年8月5日国土交通省告示第1084号）

3. 施行予定日

令和3年8月26日

－ 審査事務規程の一部改正について（第39次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗用車等の座席の衝突等により衝撃を受けた場合における、乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験の導入及び静的試験の要件を強化します。[7-42]
 - 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加、前面及び側面衝突試験時の要件を強化します。[7-26]
- ② 審査継続となる場合の明確化について
 - 審査継続となる場合の取扱いの範囲について明確化します。[4-7-3]
- ③ OBD検査について
 - OBD検査に係る対象車等である旨の通知方法について規定します。[5-3-15]
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

審査事務規程の一部改正について（第40次改正）

I. 改正概要

1. 自動車の検査等関係

(1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）。
以下「細目告示」という。等の一部改正に伴う改正

○ 燃料タンクの注入口等から排気管開口部までの距離の基準を削除します。[7-23、7-25]

2. 自動車の型式の指定等関係

(1) 細目告示等の一部改正に伴う改正

○ 試験規程（TRIAS）の新規追加及び一部改正を行います。[別添1]

① 細目告示に新たに採択された協定規則に対応したTRIASの新規追加（1項目）
ア TRIAS 46(2)-R160-01 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第160号）
② 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（9項目）
ア TRIAS 09-R141-02 タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第141号）
イ TRIAS 09-R142-02 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第142号）
ウ TRIAS 11-R079-03 かじ取装置試験（協定規則第79号）
エ TRIAS 12-R152-02 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第152号）
オ TRIAS 17(2)R100(1)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第100号）（車両）
カ TRIAS 17(2)R100(2)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第100号）（単品）
キ TRIAS 22(3)-R016(3)-04 座席ベルト試験（協定規則第16号（リマインダ））
ク TRIAS 30-R041-03 二輪自動車の騒音試験（協定規則第41号）
ケ TRIAS 48-R157-01 自動車線維持システム試験（協定規則第157号）

II. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年9月30日国土交通省令第59号）[2. (1) ①ア]
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年9月30日国土交通省告示第1294号）[1. (1)、2. (1) ②ア～カ、ク、ケ]
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年12月25日国土交通省告示第1577号）[2. (1) ②キ]

III. 施行日

令和3年9月30日

審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

1. 改正概要

◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則に対応したTRIASの新規追加（6項目）

①TRIAS 08-J042R154-01	燃料消費率試験（協定規則第154号）
②TRIAS 31-J042R154-01	軽・中量車排出ガス試験（協定規則第154号）
③TRIAS 31-J048R154-01	車載式故障診断装置試験（協定規則第154号）
④TRIAS 31-J049R154-01	燃料蒸発ガス試験（協定規則第154号）
⑤TRIAS 08-J041(1)-01	重量車燃料消費率試験（JH25モード）
⑥TRIAS 08-J041(2)-01	電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験（JH25モード）

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（4項目）

①TRIAS 11-R079-04	かじ取装置試験（協定規則第79号）
②TRIAS 12-R013H-02	乗用車の制動装置試験（協定規則第13H号）
③TRIAS 44-R046(1)-01	後写鏡等試験（協定規則第46号）
④TRIAS 48-R157-01	自動車線維持システム試験（協定規則第157号）

(3) 付表等について誤記修正および項目の追加（24項目）

①TRIAS 32-J052R048-04	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
②TRIAS 32-R053-01	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第53号）
③TRIAS 33(3)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（低速走行時側方照射灯））
④TRIAS 34-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（車幅灯））
⑤TRIAS 34(2)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（前部上側端灯））
⑥TRIAS 34(3)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（昼間走行灯））
⑦TRIAS 35(2)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（側方灯））
⑧TRIAS 36-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（番号灯））
⑨TRIAS 37-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（尾灯））
⑩TRIAS 37(2)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（後部霧灯））
⑪TRIAS 37(3)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（駐車灯））
⑫TRIAS 37(4)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（後部上側端灯））

⑯TRIAS 39-R148-01	信号灯火試験（協定規則第 148 号（制動灯））
⑯TRIAS 39(2)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第 148 号（補助制動灯））
⑯TRIAS 33(3)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第 148 号（後退灯））
⑯TRIAS 41-R148-01	信号灯火試験（協定規則第 148 号（方向指示器））
⑯TRIAS 32-R149-01	照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯））
⑯TRIAS 33-R149-01	照射灯火試験（協定規則第 149 号（前部霧灯））
⑯TRIAS 35-R150-01	再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器））
⑯TRIAS 35(2)-R150-01	再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器））
⑯TRIAS 38-R150-01	再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器））
⑯TRIAS 38(2)-R150-01	再帰反射試験（協定規則第 150 号（大型後部反射器））
⑯TRIAS 41-J073R006-03	方向指示器試験
⑯TRIAS 43(4)-R150-01	再帰反射試験（協定規則第 150 号（停止表示器材））

2. 別表 2（外国の試験機関）について、TAI（タイ）の試験項目の削除に伴い、所要の改正を行う。

3. その他、項ずれによる修正等所要の改正を行う。

2. 関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年 1 月 7 日国土交通省告示第 10 号）1. (1)⑤⑥、1. (2)①②④関係
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号）1. (2)③、1. (3)②～⑪⑭関係
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 8 月 5 日国土交通省告示第 1085 号）1. (1)①～④関係

3. 施行日

令和 4 年 1 月 7 日

－ 審査事務規程の一部改正について（第42次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車には後退時車両直後確認装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-108、7-108、8-108]
 - 圧縮水素ガスを燃料とする自動車には、協定規則に適合するラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-25、8-25]
 - 自動車のかじ取装置には、運転者の異常時に自動で停止することができる装置を備えることができるとしています。[6-13、7-13]
2. 受検車両と書面の同一性確認の明確化について
 - ラベルにより標示された原動機（電動機に限る。）の型式の確認方法及び取扱いを明確化します。[4-9]
3. 新規検査等提出書面審査要領について [別添2]
 - 小型特殊自動車の構造装置を変更し、大型特殊自動車として新規検査等を受けるものについて、事前提出書面審査の対象とします。
4. 並行輸入自動車審査要領について [別添3]
 - 届出様式に後退時車両直後確認装置に係る項目を追加します。
5. 改造自動車審査要領について [別添4]
 - 届出様式の記載事項について明確化します。
6. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。
7. 施行は令和4年1月31日（ただし、3.、4. 及び5. の改正については令和4年4月1日より適用）とします。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

[\(https://www.naltec.go.jp/\)](https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

審査事務規程の一部改正について（第 43 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR: Event Data Recorder）を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2、7-110 の 2、8-110 の 2]
 - タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11、7-11]
 - タイヤの取付けに関し技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11]
- ② 新規検査等提出書面審査要領について [別添 2]
 - 後退時車両直後確認装置に係る提出書面等を規定します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省令第 59 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 4 年 1 月 7 日国土交通省告示第 10 号）

3. 施行日

令和 4 年 3 月 29 日

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1 敷地等における秩序維持等

(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。
また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に關すること以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に關係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
- ⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

(2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
 - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
 - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
 - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
 - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
 - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
 - カ 窓ガラスが取外されていない状態
 - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
 - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
 - ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
 - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
 - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
 - シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を除外した空車状態
 - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
 - セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストップボルト又はアクセルワイヤの改

造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態

ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）

（ア）積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態

（イ）積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態

（ウ）（ア）又は（イ）に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態

② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。

③ 受検中は自動車検査票を保持すること。

④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。

⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。

⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。

⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。

⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。

⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。

⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。

⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。

また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。

⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。

⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。

⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。

⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。

⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

（3）検査担当者等は、（1）①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。

（4）検査担当者は、（1）④から⑩までに掲げる事項及び（2）に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対しこれらを遵守するよう口頭で指示すること。

（5）（4）に基づき指示したにもかかわらず、（1）④から⑩までに掲げる事項及び（2）に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけること。

（6）（5）に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、検査担当者及び警備員は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。

また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。

第9章 テスタ等による機能維持確認

9-1 適用

この章の規定は、サイドスリップ・テスタ、ブレーキ・テスタ、可視光線透過率測定器、騒音計等、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ、前照灯試験機、色度座標測定機器、速度計試験機を用いて審査するものに適用する。

9-2 かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスタ）

(1) 次表に掲げる自動車に備えるかじ取装置は、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行 1m について 5mm を超えてはならない。

ただし、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。

この場合において、8-13 の適用を受ける自動車以外の自動車であって、諸元表等により審査した際に、UN R79-01 以降の 5. 及び 6. (UN R79-01 にあっては 5.1.6.1. を除く。) に適合することが明らかなものは、この基準に適合するものとして取扱うことができる。

対象	・四輪以上の自動車
除外	—

(2) サイドスリップ・テスタを用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1) に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-3 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスタ）

(1) 次表に掲げる自動車に備える制動装置は、ブレーキ・テスタを用いて計測した制動力が、最高速度が 80km/h 未満であって車両総重量が車両重量の 1.25 倍以下の自動車については②及び④、被牽引自動車については③から⑤まで、これら以外の自動車については①及び④に掲げる基準に適合しなければならない。

対象	・自動車
除外	—

この場合において、審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、自動車検査証に記載された前軸重に 55kg を加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重、自動車検査証に記載された後軸重の値を審査時車両状態における自動車の後軸重とみなすものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。

① 主制動装置 (②又は③の自動車のものを除く。)

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

(ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 4.90N/kg 以上 (降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラが濡れている場合には 3.92N/kg 以上) であること。

この場合において、ブレーキ・テスタのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「4.90N/kg 以上」とみなす。

(イ) 後車輪にかかる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.98N/kg 以上であること。

(ウ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。

イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

(ア) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 50%以上 (降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラが濡れている場合には 40%以上) であること。

この場合において、ブレーキ・テスタのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「50%以上」とみなす。

(イ) 後車輪にかかる制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 10%以上であること。

(ウ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8%以下であること。

② 最高速度が 80km/h 未満であって車両総重量が車両重量の 1.25 倍以下の自動車の主制動装置

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

(ア) 制動力の総和を車両総重量で除した値が 3.92N/kg 以上であること。

この場合において、ブレーキ・テスターのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「3.92N/kg 以上」とみなす。

(イ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。

イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

(ア) 制動力の総和が車両総重量の 40%以上であること。

この場合において、ブレーキ・テスターのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「40%以上」とみなす。

(イ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8%以下であること。

③ 被牽引自動車の主制動装置

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

(ア) 制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 4.90N/kg 以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テスターのローラが濡れている場合には 3.92N/kg 以上）であること。

この場合において、ブレーキ・テスターのローラ上で当該車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「4.90N/kg 以上」とみなす。

(イ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。

イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

(ア) 制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 50%以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テスターのローラが濡れている場合には 40%以上）であること。

この場合において、ブレーキ・テスターのローラ上で当該車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「50%以上」とみなす。

(イ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8%以下であること。

④ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

(ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。

イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

(ア) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。

⑤ 被牽引自動車に備える制動装置であって、走行中、牽引自動車と分離したときに当該被牽引自動車を停止させるために自動で作動するもの

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

(ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であること。

イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

(ア) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であること。

(2) ブレーキ・テスターを用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1) に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-4 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）

(1) 次表に掲げる自動車に備える前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし、可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

9-5 自動車が発する騒音の大きさ（騒音計等）

次表に掲げる自動車は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、自動車の発する騒音が、自動車に対応するそれぞれの規制値を超えるおそれがないと認められる自動車にあっては、この基準に適合するものとする。

この場合において、指定自動車等が型式等の認証時から備える消音器（排気管等を含む。）であって、その機能を損なう損傷等のないもの又は指定自動車等が型式等の認証時から備える消音器以外の消音器（排気管等を含む。）であって、事務所等において測定したスクリーニング値が自動車に対応するそれぞれの規制値-3dB以下のものは、対応するそれぞれの規制値を超えるおそれがないものとして取扱うことができる。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車 ・排気管を有しない自動車 ・排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないもの

[排気騒音規制車]

(1) 次表の「区分」に掲げる自動車であって「適用日」以前に製作されたものは、排気騒音（当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の60%で無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ20m離れた地上高さ1.2mの位置における騒音の大きさをいう。）をdBで表した値が85dBを超えない構造でなければならない。

区分	適用日
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあっては、同年12月31日）
イ 騒音防止装置認定自動車	昭和50年12月31日
ウ 国土交通大臣が指定する自動車（ア及びイに掲げる自動車を除く。）	昭和53年12月31日
エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	昭和61年5月31日（輸入自動車にあっては、平成元年3月31日）
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	昭和63年5月31日（輸入自動車にあっては、平成3年3月31日）
カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	平成元年5月31日（輸入自動車にあっては、平成4年3月31日）

[平成26年又は平成28年騒音規制適用前の自動車の騒音規制]

(2) 平成26年又は平成28年騒音規制の適用を受けない自動車((1)に掲げる自動車を除く。)は別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、次表の「区分」により適用される「規制値」を超える騒音を発しない構造でなければならない。

ただし、「適用日」以前に製作された自動車にあっては、「左欄以前の規制値」を超える騒音を発しないものであればよい。

区分	規制値	適用日			左欄 以前の 規制値	
		国産車		輸入 自動車		
		新規 生産車	継続 生産車他			
ア 大型特殊自動車	110	—	—	—	110	
イ 普通自動車及び小型自動車（エ及びオに掲	車両総重量3.5t 超かつ原動機最高出力150kW超	専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車	99	H10.9.30 H11.8.31 H12.3.31	107	

げる自動車を除く。)	上記以外		H13. 9. 30	H15. 8. 31	H15. 8. 31		
	車両総重量 3.5t 超かつ原動機最高出力 150kW 以下	専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（全輪駆動車を除く。）	98	H12. 9. 30	H13. 8. 31	H13. 8. 31	105
	上記以外			H13. 9. 30	H14. 8. 31	H14. 8. 31	
車両総重量 1.7t 超 3.5t 以下			97	H12. 9. 30	H14. 8. 31	H14. 8. 31	103
	車両総重量 1.7t 以下			H11. 9. 30	H12. 8. 31	H13. 3. 31	
ウ 軽自動車（エに掲げる自動車を除く。）	運転者室の前方に原動機を有するもの		97	H11. 9. 30	H12. 8. 31	H13. 3. 31	103
	運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの			H12. 9. 30	H13. 8. 31	H13. 8. 31	
エ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（オに掲げる自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	乗車定員 7 人以上	100	H11. 9. 30	H13. 8. 31	H14. 3. 31	103
	乗車定員 6 人以下			H10. 9. 30	H11. 8. 31	H12. 3. 31	
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	乗車定員 7 人以上	96	H11. 9. 30	H13. 8. 31	H14. 3. 31	
	乗車定員 6 人以下			H10. 9. 30	H11. 8. 31	H12. 3. 31	
オ 二輪自動車又は側車付二輪自動車		94	H13. 9. 30	H15. 8. 31	H15. 8. 31	99	

[平成 26 年騒音規制車]

(3) 平成 26 年騒音規制の適用を受ける二輪自動車にあっては、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が 94dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。

[平成 28 年騒音規制車]

(4) 平成 28 年騒音規制の適用を受ける使用の過程にある自動車であって次に掲げるものは、それぞれに定める構造でなければならない。

ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車にあっては、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。

① 次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったものは、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

区分		規制値	
乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 94dB を超えるもの 自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 94dB を超えないもの	自動車検査証備考欄記載値 +5 99
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 93dB を超えるもの 自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 93dB を超えないもの	自動車検査証備考欄記載値 +5 98
	車両総重量が 3.5t 以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 92dB を超えるもの 自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 92dB を超えないもの	自動車検査証備考欄記載値 +5 97
	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以	車両の後部に原動機を有するも	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 95dB を超えるもの

下の自動車（三輪自動車を除く。）	の		+5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 95dB を超えないもの	100
		車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
二輪自動車及び側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5	96
	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超えないもの		94

② 次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないものは、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、それぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

区分	規制値
自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）	自動車検査証備考欄記載値
側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	+5

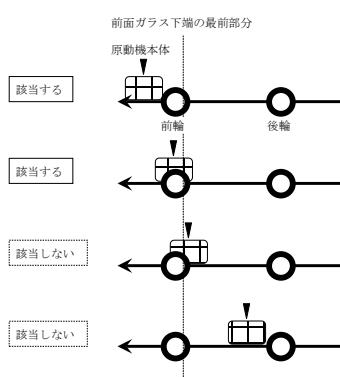
(5) (2) の表中「運転者室の前方に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端又は後端を通り、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線との交点の中点が、前面ガラス下端の最前部を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点より前方にあるものをいう。

この場合、原動機本体とは、原動機にファン、充電発電機、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。

ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあっては、それらを除いた状態とする。

(参考図)

「運転者室の前方に原動機を有するもの」の該当判定

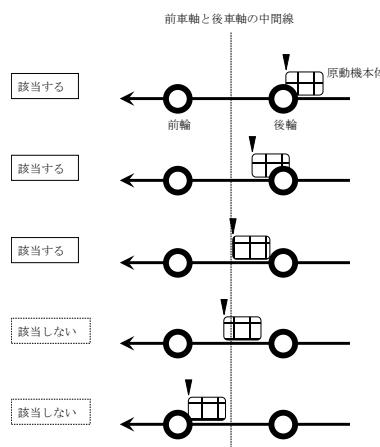


(6) (2) 及び (4) の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線との交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。

ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあっては、それらを除いた状態とする。

(参考図) 「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定



9-6 自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度(一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器)

(1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の①から⑥までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

対象	・ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車
除外	・定格出力が19kW未満又は560kW以上である原動機を備えた大型特殊自動車

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用すること。

また、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

① ②から⑥までに掲げる自動車以外の自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H10. 9. 30 以前	H11. 8. 31 以前	H12. 3. 31 以前	4.5	1200
H10 以降	GC, GE, GF, GG, HK 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	1.0	300

② 二輪自動車（小型自動車に限る。）又は側車付二輪自動車（小型自動車に限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
なし	なし	H11. 9. 30 以前	H12. 8. 31 以前	H13. 3. 31 以前	なし	なし
H11	BC, BD	H11. 10. 1	H12. 9. 1	H13. 4. 1	4.5	7800 (2サイクル) 2000 (4サイクル)
H19	EAL, EBL, ELL,	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	3.0	1000
H28	2AL,	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	3.0	1000

	2BL, 2LL					
R2	8AL, 8BL, 8LL	R2. 12. 1	R4. 11. 1	R4. 11. 1	0.5	1000

③ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H10. 9. 30 以前	H11. 8. 31 以前	H12. 3. 31 以前	4.5	1200
H10 以降	GD, GF 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	2.0	500

④ 大型特殊自動車

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
なし	なし	H19. 9. 30 以前	H20. 8. 31 以前	H20. 8. 31 以前	なし	なし
H19	EAT, EBT, ELT	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	1.0	500

⑤ 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	—	—	—	4.5	7800

⑥ 原動機の構造が特殊であると国土交通大臣が認定した次表に掲げる自動車

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	—	—	—	4.5	3300

【対象自動車一覧：乗用自動車等】

	車名・型式	通称名	備考
1	ホンダ AS280	ホンダ S500	全車種
2	ホンダ AS285	ホンダ S600	全車種
3	ホンダ AS285C	ホンダ S600 クーペ	全車種
4	ホンダ AS800	ホンダ S800	全車種
5	ホンダ AS800C	ホンダ S800 クーペ	全車種
6	ダイハツ F40K	コンパーノ・スパイダー	全車種
7	トヨタ MF10	トヨタ 2000GT	全車種
8	トヨタ RT55	トヨタ 1600GT	全車種
9	マツダ KPDA	キャロル 360	全車種
10	マツダ L10A	コスモ・スポーツ	全車種
11	マツダ L10B	コスモ・スポーツ	全車種
12	マツダ M10A	ファミリア・プレスト・ロータリー	全車種
13	マツダ S102A	サバンナ	全車種

14	マツダ S102AL	サバンナ	全車種
15	マツダ S102W	サバンナ・ワゴン	全車種
16	マツダ S124A	サバンナ GT	全車種
17	マツダ S122A	カペラ・ロータリー	全車種
18	マツダ S122AL	カペラ・ロータリー	全車種
19	マツダ LA22S	ルーチェ・ロータリー	全車種
20	マツダ M13P	ルーチェ・ロータリー・クーペ	全車種
21	ダットサン SR311	フェアレディ 2000 スポーツ	全車種
22	ニッサン PGC10	スカイライン 2000GT-R	全車種
23	ニッサン KPGC10	スカイライン 2000GT-R	全車種
24	ニッサン KPGC110	スカイライン 2000GT-R	全車種
25	ニッサン PS30	フェアレディ Z432	全車種
26	プリンス 54	スカイライン 2000GT-B	類別区分番号が 110 以外のもの
27	ダットサン P411	ブルーバード・スポーツ・セダン	類別区分番号が 010、020、030、060、110、120、130、160、510 以外のもの
28	いすゞ PR91	ベレット 1600GTR	類別区分番号が 004 のもの
29	いすゞ PA90	いすゞ 117 クーペ	類別区分番号が 006、007 以外のもの
30	スバル A12	スバル 1000 スポーツ・セダン	類別区分番号が 391 のもの
31	スバル A14	スバル 1100 スポーツ	類別区分番号が 291、491 のもの
32	三菱 A27	ニー・コルト 1500 スポーツ・セダン	類別区分番号 007、008 のもの
33	三菱 A30	三菱デボネア・スタンダード	車台番号が A30-00001 から A30-12364 までのもの
34	三菱 A52	コルトギャラン	類別区分番号が 005 のもの
35	三菱 A52H	コルトギャラン・ハードトップ	類別区分番号が 005 のもの
36	三菱 A53	コルトギャラン	車台番号が A53-070001 から A53-0703949 まで、A53-3700001 から A53-3701645 までのもの
37	三菱 A53H	コルトギャラン・ハードトップ	車台番号が A53H-0700001 から A53H-0706955 まで、A53H-3700001 から A53H-3701678 までのもの
38	三菱 A53C	コルトギャラン GT0	類別区分番号が 002、003、004、006 のもの
39	三菱 A55C	コルトギャラン GT0	類別区分番号が 003、004、007、008 のもの
40	三菱 A61	コルトギャラン FT0	類別区分番号が 003 のもの
41	三菱 A82	コルト 1100F スーパースポーツ	類別区分番号が 003、004、007、008 のもの

【対象自動車一覧：貨物自動車等】

	車名・型式	通称名	備考
1	ホンダ AK250	ホンダ T360	全車種
2	ホンダ AK280	ホンダ T500	全車種
3	ホンダ AL700	ホンダ LA700	全車種

4	ホンダ AP700	ホンダ AP700	全車種
5	マツダ KBDADV	B360 ライトバン	全車種
6	マツダ KBDA33	B360 トラック	全車種
7	マツダ KBDBV	ポーター (ライトバン)	全車種
8	マツダ KBDB33	ポーター (トラック)	全車種

9-7 自動車から排出される排出物の光吸収係数又は黒煙による汚染度(オパシメータ又は黒煙測定器)

(1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転した後、原動機を無負荷のままで急速に加速ペダルを一杯に踏み込んだ場合において、加速ペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物の別添 11「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定した光吸収係数又は別添 12「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定した黒煙による汚染度の測定値が、次の①から⑯までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する光吸収係数又は黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものであること。

対象	軽油を燃料とする自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・軽自動車 ・定格出力が 19kW 未満又は 560kW 以上である原動機を備えた大型特殊自動車

なお、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

【適用関係の整理】

◇自動車（大型特殊自動車を除く。）であって次に掲げるものは、それぞれの表に規定する「光吸収係数」の規制値は適用しない。

ただし、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、それぞれの表に規定する「光吸収係数」の規制値（規制値に代えてスクリーニング値が記載されている場合にあってはスクリーニング値とする。）を超えないものは、「黒煙汚染度」の規制値を超えないものとみなす。

- ① 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前の型式指定自動車（型式指定番号「15999」以前のもの）、新型届出自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（装置型式指定番号「G-2000」以前のもの）
- ② 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前の新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
- ③ 平成 20 年 7 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車
- ④ 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前に初めて新規検査又は予備検査を受けた排出ガス非認証車
- ⑤ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受ける排出ガス非認証車であって、黒煙汚染度の規制値が 40% 又は 50% のもの

① 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日		規制値		
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KD	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1.62) ※1	40
H9 以降	KE 以降	H9. 10. 1	H11. 7. 1	H12. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車) ※2	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。) ※2	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。) ※2	0.80	25
H21	3 桁の	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0.50	—

	1 桁目 が L, F, M, Q, R					
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0.50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

② 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。）

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KD	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1.62) ※1	40
H10 以降	KH	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, F, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0.50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0.50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

③ 車両総重量が 1.7t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			

—	—	H5. 9. 30 以前	H6. 8. 31 以前	H7. 3. 31 以前	— (2.76) ※1	50
H5	KA	H5. 10. 1	H6. 9. 1	H7. 4. 1	— (1.62) ※1	40
H9 以降	KE 以降	H9. 10. 1	H11. 7. 1	H12. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0.50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0.50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

④ 車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日		規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)
		新規生産車	継続生産車他		
—	—	H5. 9. 30 以前	H6. 8. 31 以前	H7. 3. 31 以前	— (2.76) ※1
H5	KB	H5. 10. 1	H6. 9. 1	H7. 4. 1	— (1.62) ※1
H9	KF	H9. 10. 1 (MT)	H11. 7. 1 (MT)	H12. 4. 1 (MT)	— (0.80) ※1
H10 以降	KJ 以降	H10. 10. 1 (MT 以 外)	H11. 9. 1 (MT 以 外)	H12. 4. 1 (MT 以 外)	
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80
H22	3 桁の 1 桁目 が S, T	H22. 10. 1	H23. 9. 1	H23. 9. 1	0.50
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	R1. 10. 1	R3. 9. 1 ※3	R3. 9. 1	0.50

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載

されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

⑤ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸收係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1.62) ※1	40
H9 以降	KG 以降	H9. 10. 1	H11. 7. 1	H12. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認証車に限る。)	0.80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0.50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	R1. 10. 1	R3. 9. 1 ※3	R3. 9. 1	0.50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸收係数を測定した場合において、当該光吸收係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

⑥ 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸收係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1.62) ※1	40
H10 以降	KK 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認証車に限る。)	0.80	25
H22	3 桁の 1 桁目 が S, T	H22. 10. 1	H23. 10. 1	H23. 10. 1	0.50	—
H28	3 桁の	H30. 10. 1	H31. 9. 1	H31. 9. 1	0.50 ※3	—

	1 桁目 が 2					
--	-------------	--	--	--	--	--

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑦ 車両総重量が 7.5t を超え 12t 以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動車に限る。）

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日		規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)
		新規生産車	継続生産車他		
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2.76) ※1 50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1.62) ※1 40
H10 以降	KK	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0.80) ※1 25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80 25
H22	3 桁の 1 桁目 が S, T	H22. 10. 1	H23. 10. 1	H23. 10. 1	0.50 —
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0.50 ※3 —

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑧ 車両総重量が 12t を超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動車に限る。）

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日		規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)
		新規生産車	継続生産車他		
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2.76) ※1 50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1.62) ※1 40
H11 以降	KL	H11. 10. 1	H12. 9. 1	H13. 4. 1	— (0.80) ※1 25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80 25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M,	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0.50 —

	Q, R					
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0.50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑨ 車両総重量が 7.5t を超え 12t 以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1.62) ※1	40
H10 以降	KK 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80	25
H22	3 桁の 1 桁目 が S, T	H22. 10. 1	H23. 10. 1	H23. 10. 1	0.50	—
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H29. 10. 1	H30. 9. 1	H30. 9. 1	0.50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑩ 車両総重量が 12t を超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1.62) ※1	40
H11 以降	KL 以降	H11. 10. 1	H12. 9. 1	H13. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80	25
H21	3 桁の 1 桁目	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0.50	—

	が L, M, Q, R					
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H29. 10. 1	H30. 9. 1	H30. 9. 1	0.50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車 (7-58-1-2 (3) を適用するものを除く。) については適用しない。

⑪ 定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H19. 9. 30 以前	H20. 8. 31 以前	H20. 8. 31 以前	—	なし
H19	ECM, EDM, EMM	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	— (1.62) ※1	40
H25	XCM, XDM, XMM	H25. 10. 1	H27. 9. 1	H27. 9. 1	— (0.80) ※1	25
H26	YCM, YDM, YMM	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0.50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車 (7-58-1-2 (4) を適用するものを除く。) については適用しない。

⑫ 定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車※1	継続生産車他			
—	—	H20. 9. 30 以前	H21. 8. 31 以前	H21. 8. 31 以前	—	なし
H20	KCN, KDN, KMN	H20. 10. 1	H21. 9. 1	H21. 9. 1	— (1.27) ※1	35
H25	XCN, XDN, XMN	H25. 10. 1	H26. 11. 1	H26. 11. 1	— (0.80) ※1	25
H26	YCN, YDN, YMN	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0.50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

みなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑬ 定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸收係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H20. 9. 30 以前	H22. 8. 31 以前	H22. 8. 31 以前	—	なし
H20	KCP, KDP, KMP	H20. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	— (1.01) ※1	30
H24	WCP, WDP, WMP	H24. 10. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	— (0.80) ※1	25
H26	YCP, YDP, YMP	H27. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0.50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸收係数を測定した場合において、当該光吸收係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑭ 定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸收係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H19. 9. 30 以前	H20. 8. 31 以前	H20. 8. 31 以前	—	なし
H19	ECR, EDR, EMR	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	— (0.80) ※1	25
H24	WCR, WDR, WMR	H24. 10. 1	H25. 11. 1	H25. 11. 1	— (0.80) ※1	25
H26	YCR, YDR, YMR	H27. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0.50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸收係数を測定した場合において、当該光吸收係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑮ 定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び 名	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸收係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H18. 9. 30 以前	H20. 8. 31 以前	H20. 8. 31 以前	—	なし
H18	JCS,	H18. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	— (0.80) ※1	25

	JDS, JMS					
H23	UCS, UDS, UMS	H23. 10. 1	H25. 4. 1	H25. 4. 1		
H26	YCS, YDS, YMS	H26. 10. 1	H28. 9. 1	H28. 9. 1	0.50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

9-8 走行用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

(1) 次表に掲げる自動車の走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び②後段に規定する審査方法によることができる。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

① 走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。

対象	・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・9-8（1）ただし書の自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

【適用関係の整理】

◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあっては、「夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）」を「夜間にその前方 50m（軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては、15m）」と読み替えることができる。

◇昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車にあっては、「（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）」を「（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車にあっては、50m）」と読み替えることができる。

◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、対象表を次のとおり読み替えることができる。

対象	・自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

◇令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、対象表中の「9-8（1）ただし書の自動車」

を「二輪自動車及び側車付二輪自動車」に読み替えることができる。

ア 計測の条件

- (ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ア) の状態に対応するよう当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 原動機が作動している状態
- (エ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯を正対させた状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

イ 計測値の判定

- (ア) 自動車に備える走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）は、その最高光度点が、前方 10m の位置において、次表に掲げる範囲内及び光度以上であること。

対象	最高光度点の範囲	最高光度点における光度
自動車	走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲にあること。	次に掲げる光度以上であって、かつ、最高光度の合計は、430,000cd を超えないこと。 ・四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものにあっては、1 灯につき 15,000cd 以上であること。 ・四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものにあっては、1 灯につき 12,000cd 以上であること。 ただし、12,000cd に満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上であってもよい。 ・四灯式のものにあっては、主走行用ビームの光度が 1 灯につき 12,000cd 以上、又は他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上であること。
・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車	走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲にあること。	・1 灯につき 10,000cd 以上であること。

② 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射すること。

ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、次表の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。

対象	・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・9-8 (1) ただし書の自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車

【適用関係の整理】

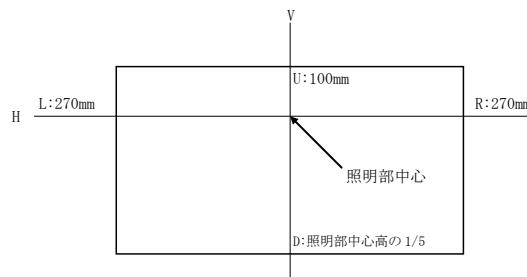
◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、対象表を次のとおり読み替えることができる。

対象	・自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車

◇令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、対象表中の「9-8 (1) ただし書の自動車」を「二輪自動車及び側車付二輪自動車」に読み替えることができる。

対象	最高光度点の範囲
自動車 ・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車	走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲にあること。

(参考図) 走行用前照灯の判定値



9-9 すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

(1) すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は 9-8 (1) の規定の適用を受けた自動車であって、9-8 (1) ①及び②の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。

① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあっては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより計測し、イに掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。

対象	・自動車
除外	・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・すれ違い用前照灯の光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車

【適用関係の整理】

◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、①の基準にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

ただし、軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものでその光源が 25W 以下のものにあっては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造でなくてもよい。
◇昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、「夜間にその前方 40m」を「夜間にその前方 30m」と読み替え、①後段の規定は適用しないことができる。
◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車を除く。）については、①後段の規定は適用しないことができる。
◇平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、①後段の規定は適用しないことができる。

ア 計測の条件

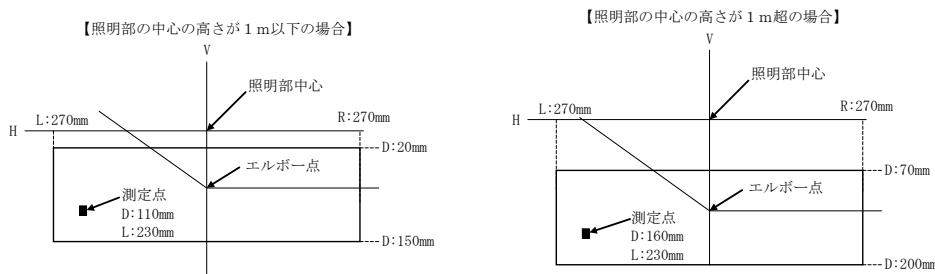
- (ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ア) の状態に対応するよう当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 原動機が作動している状態
- (エ) 前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用前照灯とを正対させた状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

イ 計測値の判定

- (ア) 次表に掲げる自動車に備えるすれ違い用前照灯（カットオフラインを有するものに限る。）のエルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度
自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	<p>エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の直線に囲まれた範囲内にあること。</p> <p>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、前段のエルボ一点の位置又は次のカットオフラインの位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。</p> <p>カットオフラインと、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面に挟まれた範囲内にあればよい。</p> <p>※ [] 内は前方 10m の位置における値</p>	<p>「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.90° [160mm]）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であること。</p> <p>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 6,400cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.57° [100mm] 及び下方 1.23° [220mm]）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であればよい。</p> <p>※ [] 内は前方 10m の位置における値</p>

(参考図) カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の判定値

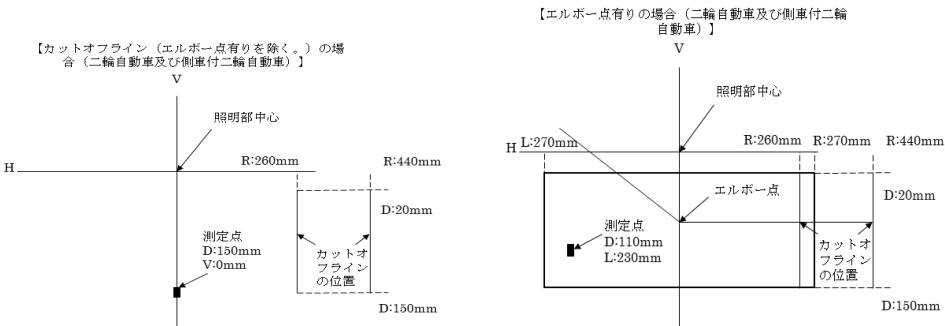


(イ) 次表に掲げる自動車に備えるすれ違い用前照灯（カットオフラインを有するものに限る。）のエルボー点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボー点又はカットオフラインの位置	光度
・二輪自動車 ・側車付二輪自動車	<p>カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる2つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内にあること。</p> <p>ただし、エルボー点を有するものにあっては、前段のカットオフラインの位置又は次のエルボー点の位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。</p> <p>エルボー点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の鉛直面に囲まれた範囲内にあればよい。</p> <p>※ [] 内は前方 10m の位置における値</p>	<p>・エルボー点を有するものを除き、すれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1灯につき 3,200cd 以上であること。</p> <p>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、カットオフラインの位置は左欄の基準を満たすが、光度が 3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.53° [90mm] 及び下方 1.19° [210mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.00° [180mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1灯につき 3,200cd 以上であればよい。</p> <p>・エルボー点を有するすれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1灯につき 3,200cd 以上であること。</p> <p>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、左欄のエルボー点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置に</p>

		において 1 灯につき 3,200cd 以上であればよい。 ※ [] 内は前方 10m の位置における値
--	--	--

(参考図) 二輪自動車等のすれ違い用前照灯の判定値



(ウ) カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- a 最高光度点が、照明部の中心を含む水平面より下方にあり、かつ、当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面よりも左方にあること。
- b 最高光度点における光度は、1 灯につき、6,400cd 以上であること。

② ①による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア ((イ) にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により計測し、次に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 6 項第 1 号関係）

ア カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）

(ア) すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に附属のものを含む。）、壁等に照射することによりエルボーポイントが①イ (ア) に規定する範囲内にあることを目視により確認できること。

(イ) ①イ (ア) に規定する光度の位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1 灯につき、6,400cd 以上であること。

イ カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる (ア) 又は (イ) 及び (ウ) の要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものに限る。）

(ア) 走行用前照灯が 9-8 に適合するもの。

(イ) すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に附属のものを含む。）、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。

(ウ) ①イ (イ) 又は①イ (ウ) に規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1 灯につき、5,000cd 以上であること。

この場合において、5,000cd 未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合しているものとみなす。

a 9-8 により計測した際に、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1 灯につき、15,000cd 以上であるもの

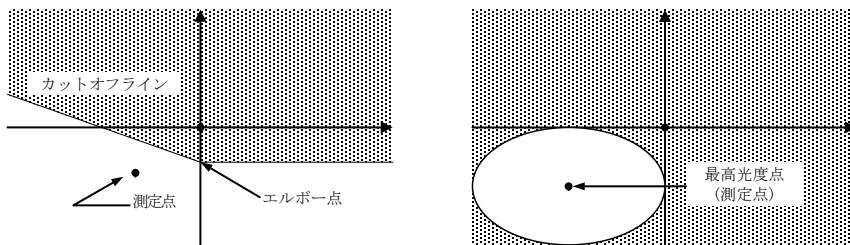
ウ カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）

(ア) 最高光度点が、①イ (ウ) に規定する位置にあること。

(イ) 最高光度点における光度は、1 灯につき、6,400cd 以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用前照灯の配光特性の例

カットオフラインを有するもの カットオフラインを有していないもの



9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① 配光可変型前照灯であって、走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。

② すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

この場合において、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより光度等を計測したときにイの基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

ア 計測の条件

- (ア) 車両が直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては（ア）の状態に対応するよう当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 原動機が作動している状態
- (エ) 前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用ビームを発する灯火ユニットとを正対させた状態であり、かつ、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合には、当該計測する灯火ユニット以外の灯火ユニットを遮蔽した状態

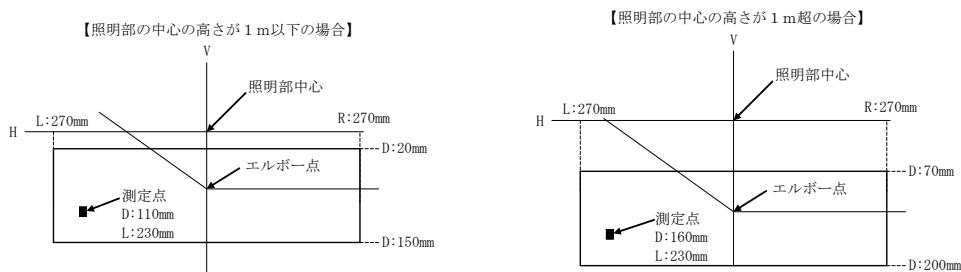
イ 計測値の判定

- (ア) 次表に掲げる自動車に備える配光可変型前照灯（すれ違い用）のエルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合すること。

対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度
自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	エルボ一点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の鉛直面に囲まれた範囲内にあること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、前段のエルボ一点の位置又は次のカットオフラインの位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。	「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.90° [160mm]）の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 6,400cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方

	<p>カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面に挟まれた範囲内にあればよい。</p> <p>※ [] 内は前方 10m の位置における値</p>	<p>0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.57° [100mm] 及び下方 1.23° [220mm]) の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であればよい。</p> <p>※ [] 内は前方 10m の位置における値</p>
--	--	---

(参考図) すれ違い用ビームの判定値

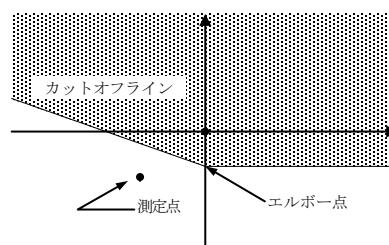


③ ②による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア((イ)にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

ア すれ違い用ビームを前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボ一点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。

イ ②イに規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1 個の灯火ユニットごとに 6,400cd 以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例

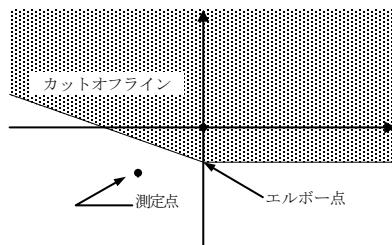


③ ②による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア((イ)にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

ア すれ違い用ビームを前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボ一点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。

イ ②イに規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1 個の灯火ユニットごとに 6,400cd 以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例



9-11 灯火器の灯光の色（色度座標測定機器）

- (1) 橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは、橙色の灯光の色の規定に適合するものとする。
- (2) 赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは、赤色の灯光の色の規定に適合するものとする。

9-12 警音器の音の大きさ（騒音計等）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

- ① 警音器の音の大きさ（2以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方7mの位置において112dB以下87dB以上（動力が7kW以下の二輪自動車に備える警音器にあっては、112dB以下83dB以上）であること。

【適用関係の整理】

◇昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、警音器の音の大きさ（2以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方2mの位置において115dB以下90dB以上（軽自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える警音器にあっては、115dB以下の適当な大きさ）又は自動車の前方7mの位置において112dB以下93dB以上（軽自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える警音器にあっては、112dB以下83dB以上）であればよい。

◇平成15年12月31日以前に製作された自動車については、警音器の音の大きさ（2以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方2mの位置において115dB以下90dB以上（動力が7kW以下の二輪自動車に備える警音器にあっては、115dB以下の適当な大きさ）又は自動車の前方7mの位置において112dB以下93dB以上（動力が7kW以下の二輪自動車に備える警音器にあっては、112dB以下83dB以上）であればよい。

- (2) 音の大きさが(1)①に規定する範囲内にないおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

- ① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。
- ② マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から7mの位置の地上0.5mから1.5mの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
- ③ 聴感補正回路はA特性とする。
- ④ 次に掲げるいずれかの方法により電圧を供給するものとする。
 - ア 原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法
 - イ 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法

【適用関係の整理】

◇平成15年12月31日以前に製作された自動車については、④を「原動機は、停止した状態とする。」と読み替えることができる。

- ⑤ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

⑥ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

ア 計測は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。

イ 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。

ただし、いずれの計測値も(1)①に規定する範囲内にない場合には有効とする。

ウ 2回の計測値(エにより補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。

エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

(単位: dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3		2			1	

【適用関係の整理】

◇平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次により計測できるものとする。

① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

② マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から2mの位置の地上1mの高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

③ 聴感補正回路はC特性とする。

④ 原動機は、停止した状態とする。

⑤ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

⑥ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

ア 計測は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。

イ 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。

ただし、いずれの計測値も(1)①に規定する範囲内にない場合には有効とする。

ウ 2回の計測値(エにより補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。

エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

(単位: dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3		2			1	

9-13 速度計の指度の誤差(速度計試験機)

(1) 次表に掲げる自動車に備える速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。

対象	・自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・最高速度20km/h未満の自動車 ・被牽引自動車 ・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車であって、原動機回転計をもって速度計に代えているもの

この場合において、自動車の速度計が40km/h(最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次の範囲にないものは、この基準に適合しないものとする。

	最高速度が40km/h以上の自動車の計測した速度	最高速度が40km/h未満の自動車の計測した速度
自動車	31.0km/h以上42.5km/h以下の範囲	次式により算出された範囲 $10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$
・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・三輪自動車	29.1km/h以上42.5km/h以下の範囲	次式により算出された範囲 $10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$

V₁は、自動車に備える速度計の指示速度（単位：km/h）V₂は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位：km/h）

【適用関係の整理】

◇平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、表中の「42.5km/h 以下」を「44.4km/h 以下」に、「100/94」を「100/90」に読み替えることができる。

(2) 速度計試験機を用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-14 サイレンの音の大きさ（騒音計等）

(1) 次表に掲げる自動車に備えるサイレンの音の大きさは、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、その自動車の前方 20m の位置において 90dB 以上 120dB 以下でなければならない。

対象	・緊急自動車
除外	—

(2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが(1)に規定する範囲内にないおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第 153 条第 2 号関係)

ア 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

イ マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 20m の位置の地上 1m の高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

ウ 聴感補正回路は C 特性とする。

エ 原動機は、停止した状態とする。

オ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 計測は 2 回行い、1dB 未満は切り捨てるものとする。

(イ) 2 回の計測値の差が 2dB を超える場合には、計測値を無効とする。

ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内にない場合には有効とする。

(ウ) 2 回の計測値((エ)により補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。

(エ) 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3dB 以上 10dB 未満の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3dB 未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3		2			1	

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、「審査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については審査を行いませんので、確実に修理した後に検査コースに持ち込んでいただきますようよろしくお願いいいたします。

■「審査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

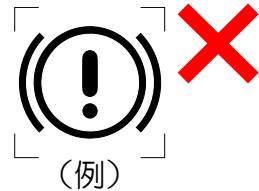
① 前方のエアバッグ



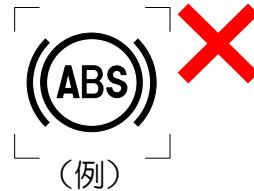
② 側方のエアバッグ



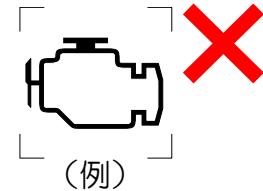
③ ブレーキ



④ ABS



⑤ 原動機



3. 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

使用過程車に係る事前提出書面 審査の一部拡大について

＜貨物車から乗用車等への変更は事前書面審査を実施します。＞

【概要】

使用過程車に係る検査※1において、自動車の用途等の変更※2により適用される技術基準が異なり、改めて当該技術基準の適合性審査を書面により行う必要があるものについては、当該検査に先立って事前提出書面の審査を平成31年10月1日以降より実施することとしますので、お知らせします。

これに該当する場合は、使用過程車に係る検査に先立って提出書面を事前に届け出てください。

注意：提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意願います。

※1 「使用過程車に係る検査」：

新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、若しくは構造等変更検査をいう。

※2 「用途等の変更」：以下に掲げる区分に変更があるものをいう。

- ① 用途（貨物 ⇄ 乗用 ⇄ 乗合）
- ② 乗車定員（乗車定員9人以下 ⇄ 10人以上 等）
- ③ 車両総重量（車両総重量が3.5t以下 ⇄ 3.5tを超え12.0t以下 ⇄ 12.0tを超える貨物自動車 等）
- ④ 自動車の種別の変更（軽 ⇒ 小型 等）

※3 提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

<http://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>

※4 詳細については、当機構のホームページに掲載している
審査事務規程をご参照ください。

※5 ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

運転者の視野遮へい物の装着禁止について

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等が令和2年1月31日付で改正され、運転者の視野の一部を遮へいする板状のものに関する装着禁止規定が明確化されました。

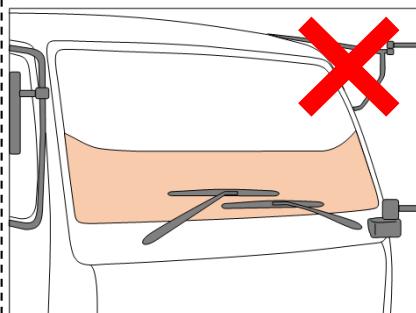
これらについては、令和2年1月31日以降、自動車の製作された日を問わず次に掲げる自動車に適用されますのでお知らせします。

■対象となる自動車

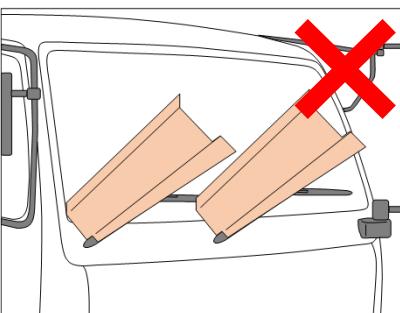
- 乗車定員11人以上の乗用自動車
- 車両総重量3.5t超の貨物自動車
- 大型特殊自動車

■装着していると基準不適合となる板状のものの例

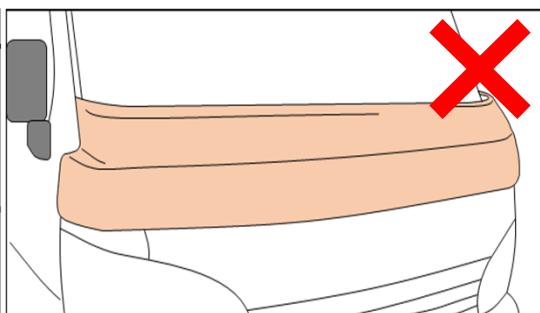
- 前面窓ガラス下部に装着するもの（窓ガラスへの接触状態を問わず）
- ワイパーに取付ける羽
- ワイパーを保護するカバー類



※窓ガラス下部の板



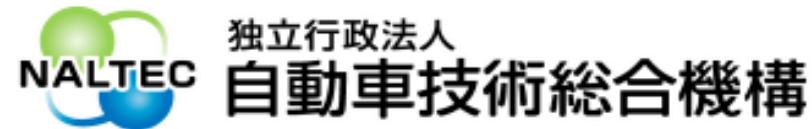
※ワイパー羽



※ワイパーを保護するカバー類

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

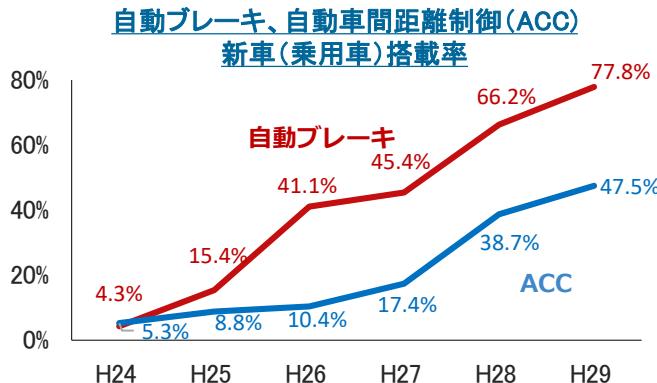
OBD検査の導入に向けた事前準備について



1. OBD検査の概要

車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方について(平成31年3月13日)より

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による重大事故等につながるおそれがあることから、自動車の検査等を通じた機能確認が必要。
- 現在の自動車の検査(車検)は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる電子装置の機能確認には対応していない。



電子装置の不具合事例

- ACCを使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。
⇒ 前方監視用のカメラが偏心していた
- 上り坂を走行中、自動でブレーキが誤作動し、急減速した。
⇒ 自動ブレーキのレーダーセンサの取付角度が設計値より下向きになっていた。

➡ 現在の車検では検出できない不具合

諸外国の状況

EU

- 加盟国に対して電子装置を含めた検査実施を推奨(EU指令 2014/45EU)。
- ドイツでは2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

米国

33の州・地区においてOBDを活用した排出ガス検査を実施中。

車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置(OBD)とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)」が搭載されている。



OBDを活用した自動車検査手法

自動車メーカー



提出

- ・故障コード読出に必要な技術情報(ECU情報)
- ・保安基準不適合の故障コード(特定DTC)

(独)自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の車検場、整備工場へ提供。



車検時

特定DTCを検出した場合は不合格



対象車両・装置及び検査開始時期

対象

2021年10月以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

①運転支援装置※2

アンチロックブレーキシステム(ABS)、横滑り防止装置(ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能※2

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

検査開始時期

2024年10月※3

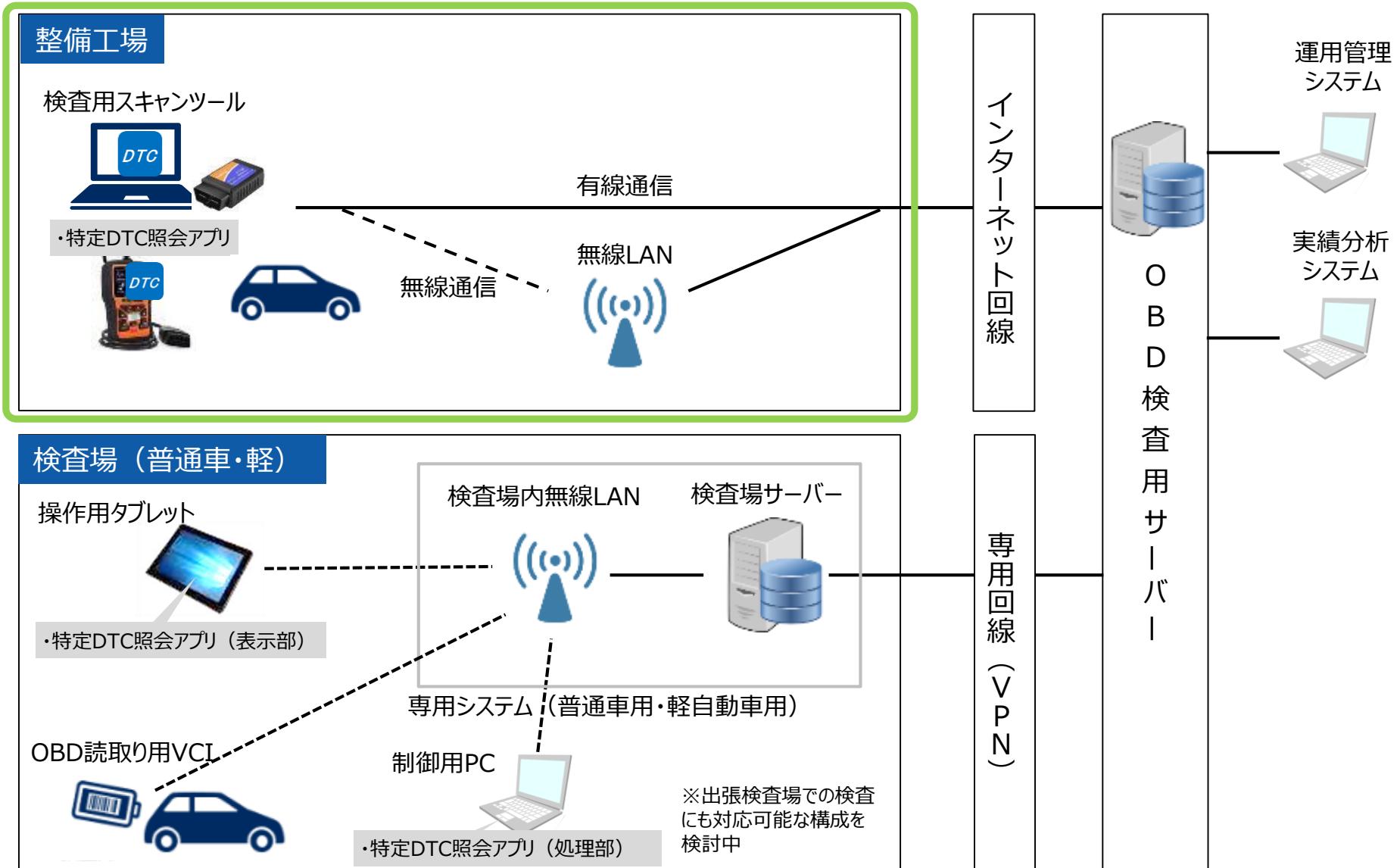
※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車

※2 保安基準に規定があるものに限る。

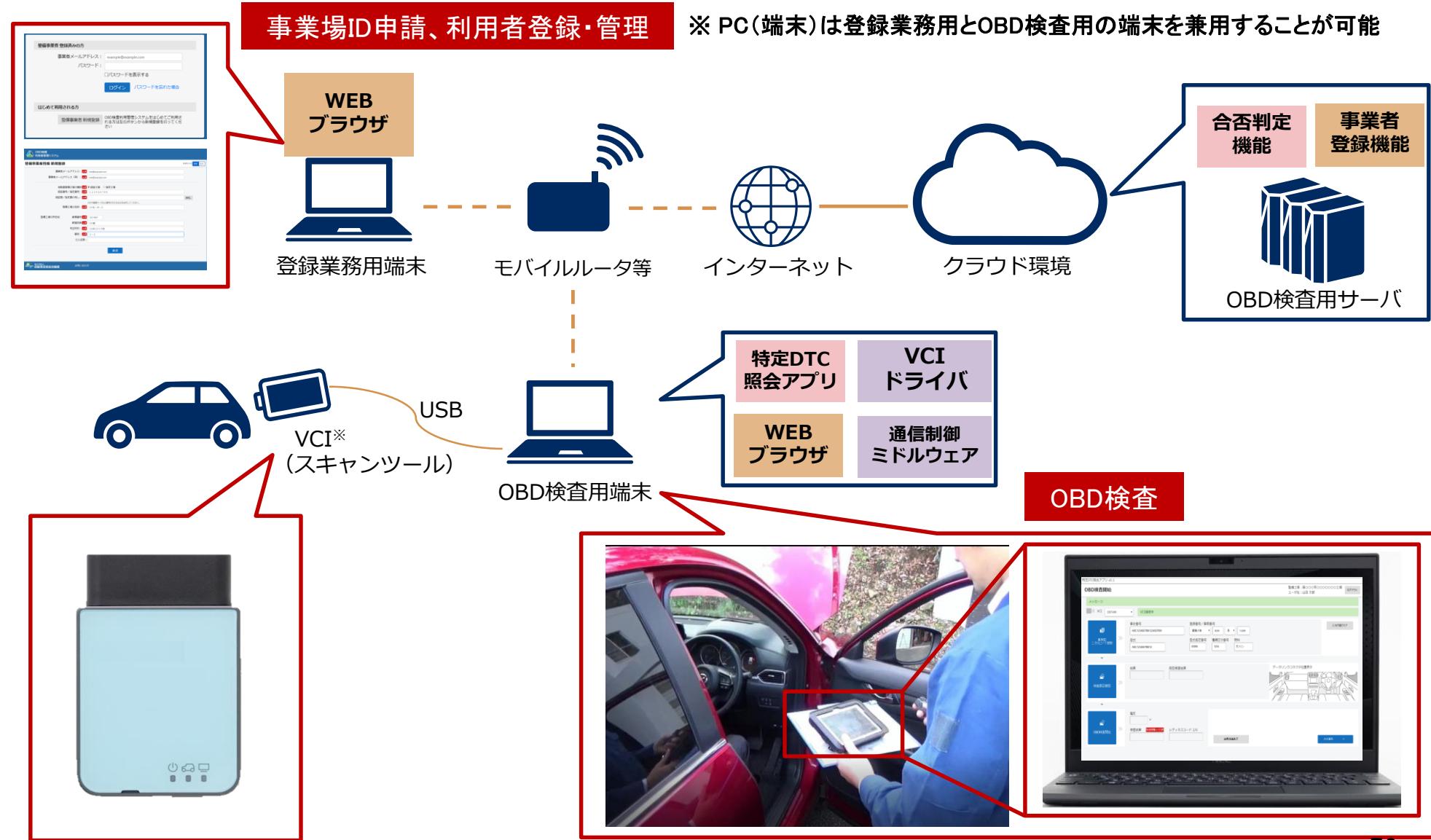
※3 輸入車は2025年10月

1. OBD検査の概要

<OBD検査システムの全体構成>



2. OBD検査のシステム構成



※パソコンと車両との間の通信を中継する装置。スキャンツールの一部。

3. OBD検査の導入スケジュール

【凡例】  : OBD検査に向けた準備業務
 : OBD検査の運用にかかる業務

3. OBD検査の導入スケジュール

【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

OBD検査に必要な機器等の準備

インターネット環境

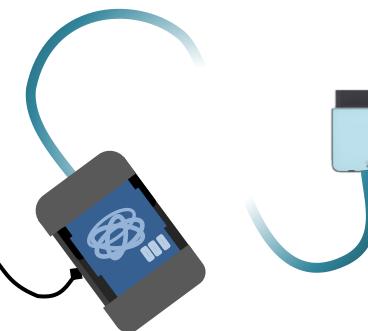


PC・タブレット

※Windows10
※特定DTC照会アプリ

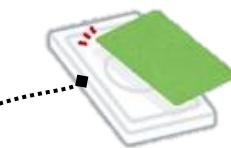


検査用スキャンツール



必要に応じて

※車検証読取用。手入力も可。



▲ICタグリーダー



▲QRコードリーダー

【参考】検査用スキャンツールの準備状況

- 令和3年10月、「指定自動車整備事業規則」等が改正され、指定自動車整備事業者等に、新たに電子的な検査を行うための機器(検査用スキャンツール)を備えなければならないことが義務化されました。
- また、同月に「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」が改正され、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定められました。
- 令和4年6月、「自動車検査用機械器具の基準適合性試験要領(通達)」が改正され、当該通達に基づいて認定を受けた検査用スキャンツールが、OBD検査に使用できることが定められました。
- 今後、スキャンツールメーカーから、検査用スキャンツールの開発や基準適合性の要件確認が行われ、検査用スキャンツールとして認定される予定となっております。

3. OBD検査の導入スケジュール

【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

検査用スキャンツールでOBD検査・確認を実施するためには、国による認証を受けている事業場であることを前提に、事前準備としてOBD検査システムの利用のために認証番号(指定事業者の場合は指定番号)等を入力して利用申請したうえで、OBD検査に用いるアプリ(特定DTC照会アプリ)を使用する工員や検査員の登録をする必要があります。

事前準備 (令和5年4月～)

事業場の認証・指定（国への申請）

事業場ID申請（自動車機構への申請）

利用者（工員・検査員等）登録・管理

特定DTC照会アプリインストール

プレ運用（令和5年10月～6年9月）

検査開始 (令和6年10月～)

受入点検

整備

完成検査

3. OBD検査の導入スケジュール

【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

- 指定・認証工場は、OBD検査システムを利用するため、令和5年4月以降に、専用ポータルサイトからメールアドレス等を登録して事業場ID登録の申請受付を開始します。

【システムの初回ログインまでの流れ(予定)】

指定・認証工場

独立行政法人
自動車技術総合機構

OBD検査ポータルサイト

試作中画面イメージ

メールアドレス :	abc@def.com
管理責任者名 :	整備太郎
事業場の名称 :	必須 XXX 事業場
事業場の略称 :	事業場 (略称)
事業場の所在地 :	必須 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇〇番地〇〇号
事業場の電話番号 :	必須 XXX-XXX-XXXX
管轄運輸支局 :	必須 北海道運輸局
指定番号 :	必須 XXXXXX
指定書の写し :	必須 xxxx.pdf



【① ポータルサイトから事業場IDの申請】

① 申請受付メール



② 申請完了メール(初回ログインURL)

③ クライアント証明書の招待コード



【② クライアント証明書をインストール用ツールをダウンロード】

【③ クライアント証明書をインストール】



【④ OBD検査システムへの初回ログイン】

OBD検査システム 運用管理センター

4. OBD検査の導入に向けて

整備事業者の皆さんにご確認いただきたい点

1. 令和5年4月からOBD検査システムがリリース※されます。
※ リリースが近くになりましたら、改めて正式なご案内をいたします。
2. OBD検査システムには利用者登録等の準備が必要です。
3. 利用者登録はインターネットからの申請が必要です。
4. 令和5年10月(予定)からOBD検査のプレ運用が可能です。
5. 令和6年10月からOBD検査の本格運用が開始されます。

以上、ご理解ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

令和4年度 整備主任者・検査員研修 【沖縄版教材】



令和4年度も引き続き新型コロナウィルス感染症の 感染防止対策のご協力を！！

1/2

検査場



- ・新型コロナウィルス(COVID-19)の感染防止の為、検査場にアルコール消毒液を設置しております。感染拡大防止の為、手洗い消毒にご協力をお願いいたします。
- ・ソーシャルディスタンス確保の為、札番号が呼ばれるまで、待機位置で並んでお待ちください。

令和4年度も引き続き新型コロナウィルス感染症の 感染防止対策のご協力を！！

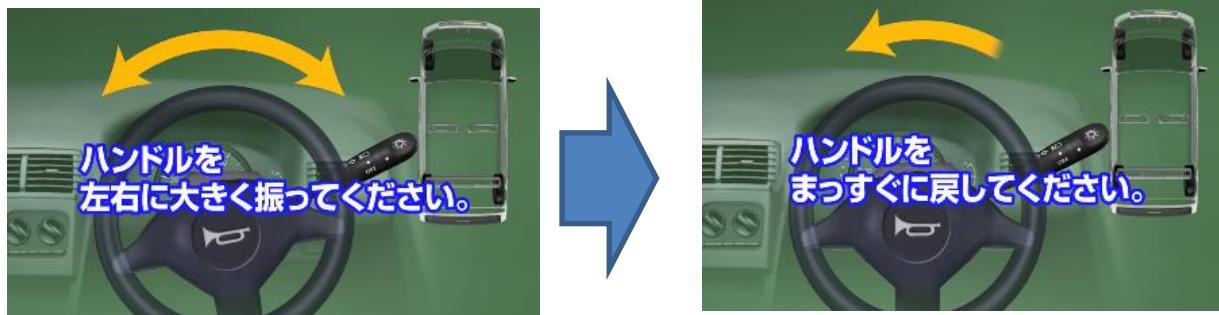
2/2

窓口



- ・感染防止の為、カウンターに恒久的なアクリル板を設置しております。
- ・申請書類の提出及び受取りの際は間隔をあけてお並びください。
- ・来所の際は、アルコール消毒液による消毒をお願いします。
- ・マスクの着用をお願いします。

ドライブオンリフトによる下回り検査のハンドル操作の手順について



誘導のとおりハンドル操作を行なわないと、車両の損傷や受傷の恐れがありますので検査員の誘導に従って、ハンドル操作をお願いします。

ドライブオンリフトによる下回り検査での注意事項



注意事項

- リフト上では…
- エンジンを停止してください
- シフトレバー位置を、パーキング
又はニュートラルにしてください
- 駐車ブレーキを掛けしてください
- ドアを開けないでください
- 検査員の誘導に従ってください

車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態について

車台番号不鮮明により車台番号の確認が取れない検査車両が増えております。
車検時・定期点検時には車台番号の清掃及び保護に努めていただくよう
ご協力をお願いいたします。

持込検査において車台番号が不鮮明の場合、検査は一時中断となります。
その際には受検者からメーカーへ「製造証明書」の手配をお願いすると共に、
職権打刻にあたり「願出書」の提出が必要となります。
(願出書提出から決裁完了まで数日～数週間頂きます。)



すれ違い用前照灯の合格率向上にご協力をお願いします。

令和4年6月末現在の沖縄事務所のすれ違い用前照灯の合格率(62.8%)は、全国平均(82.2%)と比べても、かなり低い水準です。

ここ1年ほど、約70%で推移していますので、1日350台検査があったと仮定すると、

$350 \times (100\% - 70\%) =$ 約105台がハイビーム検査。

105台がハイビーム検査により約50秒余分に時間がかかったと仮定すると、

1日1コース当たり、約30分ロスしていることになります。

検査業務を円滑に進めるため、すれ違い用前照灯での光軸調整を、お願いします。

令和2年12月23日

申請手続に関するお知らせ ～申請手続等にかかる押印・署名が廃止となります～

1/5

1. 背景

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)等において、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面を求めている手続全てについて、恒久的な対応として、年内に制度見直しの検討を行うこととされ、これを踏まえ、国土交通省が所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求めていた手続について、押印を不要とする等の所要改正が行なわれたところです。

そのなかで、軽自動車のいわゆるOCR申請書につきましても今般の押印見直しの対象とされたことから、令和3年1月4日(月)より以下の取扱いとさせて頂きますので、ご理解の程宜しくお願ひいたします。

令和2年12月23日

申請手続に関するお知らせ ～申請手続等にかかる押印・署名が廃止となります～

2/5

2. 見直しの概要

- ①申請書・申請依頼書・譲渡証明書に求める押印を廃止※し、所定の記載のみにより申請することが可能となります。
- ②新規、並行、改造自動車等の事前届出書面についても押印を廃止し、所定の記載により手続きを行なうことが可能となります。
- ③代理人による申請手続の場合は、従前どおり申請依頼書の提出をお願いいたします。

※ 従前の様式(印の表示があるもの)に基づき作成、押印・署名された申請書・申請依頼書・譲渡証明書については、当面の間使用することができます。

詳しくは、軽自動車検査協会職員にお尋ねください。

令和2年12月23日

申請手続に関するお知らせ ～申請手続等にかかる押印・署名が廃止となります～

3/5

例) 繼続検査申請書の場合

- ・ワープロ印刷可
- ・署名不要

申請者（使用者・所有者）
氏名又は名称

軽検 太郎

住所

沖縄県浦添市字港川512-12

印

- ・個人、法人に
かかわらず
押印不要

令和2年12月23日

申請手続に関するお知らせ

～申請手続等にかかる押印・署名が廃止となります～

4/5

例)譲渡証明書の場合

第21号様式(譲渡証明書)

譲渡証明書			
次の自動車を譲渡したことを証明する。			
車名	型式	車台番号	原動機の型式
ケイケン	DBA-ABC	ABC-1234567	DE6A
譲渡年月日	譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所		譲渡人印
令和3年 11月22日	軽検 太郎 沖縄県浦添市字港川512-12 株式会社 軽自動車販売 東京都新宿区西新宿3-2-11		
備考			

(日本産業規格A列5番)

(注)型式の変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入すること

・個人、法人に
かかわらず
押印不要

※ただし不審案件処理の場
合は押印が必要

令和2年12月23日

申請手続に関するお知らせ

～申請手続等にかかる押印・署名が廃止となります～

5/5

申請依頼書の様式変更

申 請 依 賴 書

今般、
 氏名 _____ は、下記検査対象軽自動車の

1. 新規検査 2. 継続検査 3. 構造等変更検査 4. 予備検査 5. 自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付申請 6. 自動車検査証の記入申請
 7. 自動車検査証返納届 8. 自動車検査証返納証明書交付申請 9. 解体の届出 10. 解体の届出(滅失・用途廃止等)
 11. 輸出の届出及び輸出予定届出証明書交付申請 12. 輸出予定届出証明書返納届出 13. 再輸入見込届
 14. 自動車検査証返納後の所有者変更記録申請 15. 検査記録事項等証明書交付請求 16. 自動車検査証再交付
 17. 自動車予備検査証再交付 18. 限定自動車検査証再交付 19. 検査標章再交付

に関する手続きの書類の提出を、申請者/届出者/請求者から依頼されたため、代わりに提出します。

記

車両番号	車台番号

・従来どおり代理人が申請を行う場合は、
 申請依頼書の提出が必要

・使用者、所有者、旧所有者等の氏名又は名称及び住所欄の廃止

・押印箇所廃止

令和3年2月18日

法人名義車両の代表者役職及び氏名の記載が廃止となります

軽自動車の申請手続きに係る申請書への記載につきまして、法人の場合は、名称、役職及び代表者の氏名の記載が必要としておりましたが、名称のみの記載※で取り扱うこととしましたのでお知らせします。

※重量税還付申請については、従前のとおり代表者の記名が必要となります。

申請者（使用者・所有者）
氏名又は名称

株式会社 軽自動車販売

印

住所

沖縄県浦添市字港川512-12

・法人名義であっても、代表者の役職・氏名の記載不要

軽自動車の次回重量税額照会サービスについて

重要なお知らせ

軽自動車の次回重量税額 照会サービスが始まりました。

軽自動車検査協会HPからバナーをクリックしてください。

スマートフォンはこちら⇒

次回自動車重量税額照会サービス

初めての方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシー ポリシー セキュリティ お問い合わせ先

ホーム > 次回自動車重量税額照会入力

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号 (必須)
※自動車検査等に記載されている非台番号の全桁を入力してください。
※車台番号が英数字のみの場合
(半角大文字・半角小文字・半角ハイフンまたは半角(バックスラッシュ))

① (車台番号に漢字が含まれる場合)
(半角)
(全角)

2. 検査予定期 (検査機関検査協会で届け検査等の手続きを行う予定期) (必須)
② カレンダー

③ 照会

①.車台番号を全桁入力 (すべて半角で入力してください)

②.受検予定期をカレンダーから入力

③.照会ボタンをクリック

※ご利用可能時間 9:00～21:00

(年末年始 (12/29～1/3) 及びメンテナンス時を除く)

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

指定継続申請の際のお願いについて

1/3

- ・保安基準適合証が書面提出と電子提出が混在する場合は、クリアファイル等で分けて提出頂くようお願いいたします。

理由:紙保適と電子保適が混在してると、審査に時間を要します。

- ・複数件申請がある場合は、OCRシートと保安基準適合証等の他の書類をクリップ等で分けて提出頂くようお願いいたします。

理由:書類を受け取ってから、1件ずつOCRシートを外す作業に時間を要します。

- ・複数件申請される場合は、申請チェックシートを添付頂くようお願いいたします。

理由:申請された書類を確実に、お返しするため申請された件数の把握が必要です。

指定継続申請の際のお願いについて

2/3

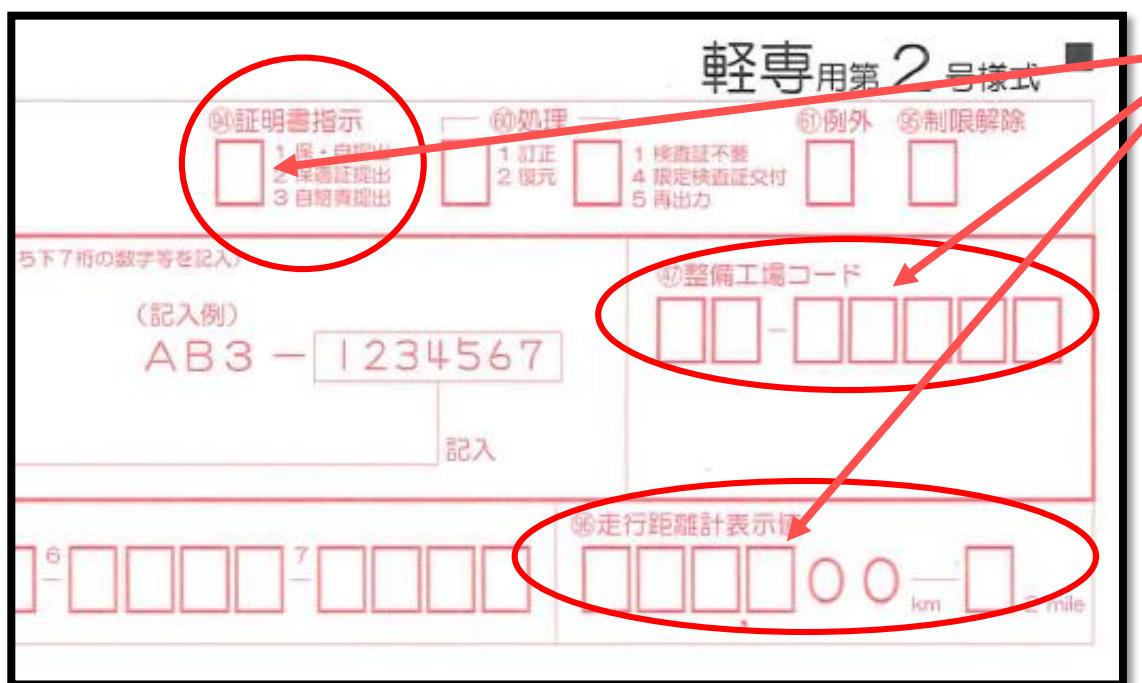
紙保適提出の際は、OCRシート右上の、以下の3点を必ず記入いただきますようお願いいたします。未記入の場合、車検証が出力されません。



指定継続申請の際のお願いについて

3/3

電子保適での申請の際は、OCRシート右上の、以下の3点は記入しないでください。記入されますと、車検証が出力されません。



・電子保適の際は、
記入不要

軽自動車OSS(継続検査(指定整備))について



平成31年5月7日より運用を開始した軽自動車OSSは、利用率46.76%(令和4年6月末現在)となっており運用開始から順調に推移しております。

また、令和5年1月より軽自動車税関係手続の電子化についても開始予定と聞いており、ますます便利になります。

沖縄県の利用率は30.55%(令和4年6月末現在)と全国平均よりは低いですが、順調に増えてきております。

懸念事項としては、沖縄県は補正件数(修正や確認依頼)が、全国で1番多くなっておりますので、電子申請であっても、電子保適、電子自賠、電子申請書の内容を良くお確かめの上、申請していただきますようお願いいたします。

すべての申請へのお願い

1/2

- 提出書類に領収書、請求書、リサイクル券、点検ステッカー等の申請に**不必要的書類を混同させないでください。**

理由:返却漏れや紛失等によりトラブルの原因となります。

- 中古新規の際、**返納証明書にリサイクル券をホッチキス止めしないでください。**

理由:ホッチキスを外すのに時間を要します。また、返却漏れも懸念されます。

- 点検整備記録簿(お客様控、整備工場控)は検査票と切り分けて提出してください。**

理由:検査票と切り分けるのに時間を要します。また、返却漏れも懸念されます。

- OCRシートへは、楷書で丁寧な記載をお願いいたします。**

理由:機械が誤読することにより、修正作業に時間を要します。また、車検証への誤記載が懸念されます。

すべての申請へのお願い

2/2

- 当協会ホームページよりOCRシートをダウンロードして印刷する場合は、A4サイズの**白色の印刷用紙に、印刷時の設定で「実際のサイズ」を選択していることを確認**し印刷してください。

理由:「実際のサイズ」を選択しなかった場合、微妙に縮小されて印刷される場合があります。縮小されて印刷された場合機械で読み込めませんので、再度記入していただく場合がありますので、ご了承ください。

なお、OCR申請書をコピーされたものは受理できません。

- OCRシートを手書きではなく、印刷される場合は**枠からずれないように**お願いします。

理由:機械が誤読することにより、修正作業に時間を要します。また、車検証への誤記載が懸念されます。

- OCRシートを手書きではなく、**印刷される場合**は機械で読み取れるよう**文字の濃さを調整**願います。

理由:文字が薄いと機械が読み取らないばかりか手作業による入力に時間要します。また、車検証への誤記載が懸念されます。

申請書類提出順序のお願いについて

継続検査(持込)

1. 検査票
2. 車検証
3. OCRシート
4. 重量税納付書
5. 納税証明書
6. 自賠責保険

継続検査(指定)

1. OCRシート
2. 納税証明書
3. 保安基準適合証
4. 重量税納付書
5. 車検証

中古新規(持込)

1. 検査票
2. 返納証明書
(返納確認書)
3. OCRシート
4. 申請審査書
(申請依頼書)
5. 住民票
6. 重量税納付書
7. 自賠責保険

車検証の記載内容は複雑化してきており、審査項目も増えております。
申請者の方の、お待ちいただく時間を少しでも減らしたいと考えておりますので、
申請書類の提出順序について御協力をお願いいたします。

車両操作ミスによる事故多発中！！

1/2



アクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違い、シフトレバーの位置確認不足など、車両操作のミスによる事故が多発しています。車両の移動の際は十分に注意をされますようお願いします。



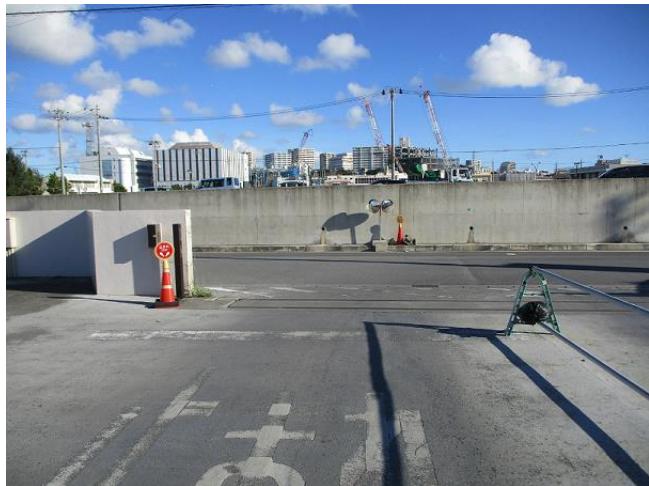
106

車両操作ミスによる事故多発中！！

2/2



構内事故防止にご協力をお願いします。



事務所出入口付近は見通しが悪いにもかかわらずスピードを出して走行している車両があり、退出時、一時停止しないと衝突する恐れがあります。

交通量が増えているので、必ず**一時停止し左右確認**を行ってください。

検査場出口、退出時に**一時停止**しない車両があります。付近に横断歩道もあり、横断者と接触する恐れがあるため、必ず**一時停止し左右確認**を行ってください。

受検者の皆様へ

検査場内事故防止のため、検査時は以下の事項を遵守するよう
ご協力お願いします。

- ・ 検査は焦らず、慌てずに行動すること。
- ・ 検査中は車両の前後に立たないこと。
- ・ 検査場内での追突事故等を防止するため、車両を停止するときは、ギヤをパーキング又はニュートラルにし、サイドブレーキを必ず引くこと。



- ・ 同一性の確認又は検査員の指示によりボンネットを開ける時は、必ずエンジンを停止し、支持棒等により保持した状態にしてください。
- ・ 夏季はボンネットが熱くなっていますので、火傷防止のため手袋等を使用してください。
- ・ サンダル、スリッパ等運転装置に誤操作の恐れのある履物での受検はご遠慮ください。
- ・ 検査コース内は、携帯電話使用禁止です。
- ・ 検査コース内は、禁煙です。
- ・ リフト上ではサイドブレーキを確実にかけ、エンジンは停止してください。

構内駐車場レイアウト変更について



〈外周一方通行化〉

令和3年12月より、駐車スペースの確保と、構内事故防止の観点から、外周一方通行化に変更となっております。

ご清聴ありがとうございました。

